

# 亀山市こども計画

令和8年3月



## はじめに

昨今、少子高齢化による家族形態の変化やライフスタイルの多様化、また子どもの虐待や貧困の問題、ヤングケアラーへの対応など、子どもを取り巻く環境が変化する中、国では令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、子どもに関する施策を社会のまんやかに位置付けた「こどもまんなか社会」を目指す方針が示されるとともに、こども家庭庁が発足するなど、国を挙げて子育て支援の取組が行われています。

このような中で、本市では令和7年3月に、「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまでの基本理念を継承しつつ、更に本市の実情や多様化する子育てニーズに対応した施策を推進してきました。

この「亀山市こども計画」は、「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」の取組を踏襲しつつ、子どもが健やかに育ち、安心して子育てできる環境を整え、市全体で子どもを見守り、育むことで、未来を担う子ども・若者そして子育て当事者等、全ての人が笑顔で過ごすことができる「こどもまんなか 笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」の実現を目指してまいります。施策の推進に当たっては、教育・保育や子育て支援に関係する事業者、団体はもとより、地域や企業のご理解、ご協力が不可欠です。子どもたちが今も、そして未来に向けて輝き羽ばたけるよう、市民及び各種関係機関の皆さまのお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、ご尽力賜りました亀山市子ども・子育て会議の委員の皆さま、アンケート調査や意見聴取等を通して貴重なご意見をお聴かせいただきました皆さまに対し、厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

亀山市長 櫻井義之



# 目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 法的な位置付け	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制	3
第2章 亀山市の現状と計画策定に向けた視点	4
1. 亀山市の子どもと若者を取り巻く状況	4
2. 子ども・若者からの意見聴取	14
3. 亀山市子どもの生活実態に関する調査の結果	24
4. 計画策定に向けた視点	37
第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 基本理念	39
2. 基本目標	40
3. 計画の体系	41
第4章 施策の展開	42
基本目標1 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します	42
基本目標2 子どもの健やかな成長を応援します	50
基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します	56
第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容	61
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	61
2. 必要利用数の見込みの算出	62
3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容	66
4. 地域子ども・子育て支援事業の必要利用数の見込みと確保の内容	71
第6章 計画の推進体制	91
1. 計画の推進体制	91
2. 計画の進行管理	91
参考資料	92
1. 亀山市子ども・子育て会議 委員名簿	92
2. 亀山市子ども・子育て会議 開催経過	93
3. 亀山市子ども・子育て会議条例	94
4. 用語解説	95



# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では人口減少や少子化の急速な進行、地域コミュニティの変容、さらにはデジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化を遂げています。こうした状況下で、児童虐待や、いじめの増加や高止まり、子どもの貧困、不登校、ヤングケアラーの問題など、子どもたちが置かれる状況は一層深刻なものとなっています。

このような状況を受け、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担う全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会の実現を目指しています。また、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、子どもの権利擁護を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の構築を理念としています。

また、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、子ども施策の総合的な推進に向けた指針が示されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。

亀山市（以下「本市」といいます。）においては、令和6年度に「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」の実現を目指し、子育て支援に関する様々な施策を進めています。

子ども・若者が健やかで幸せに成長できるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向け施策を展開するため、「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を包含するとともに、「こども大綱」や「ありのままみえっこプラン」を踏まえ、「亀山市こども計画」を策定し、本市における子ども・子育てに関する施策を総合的、計画的に推進します。

## 2. 法的な位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するものです。

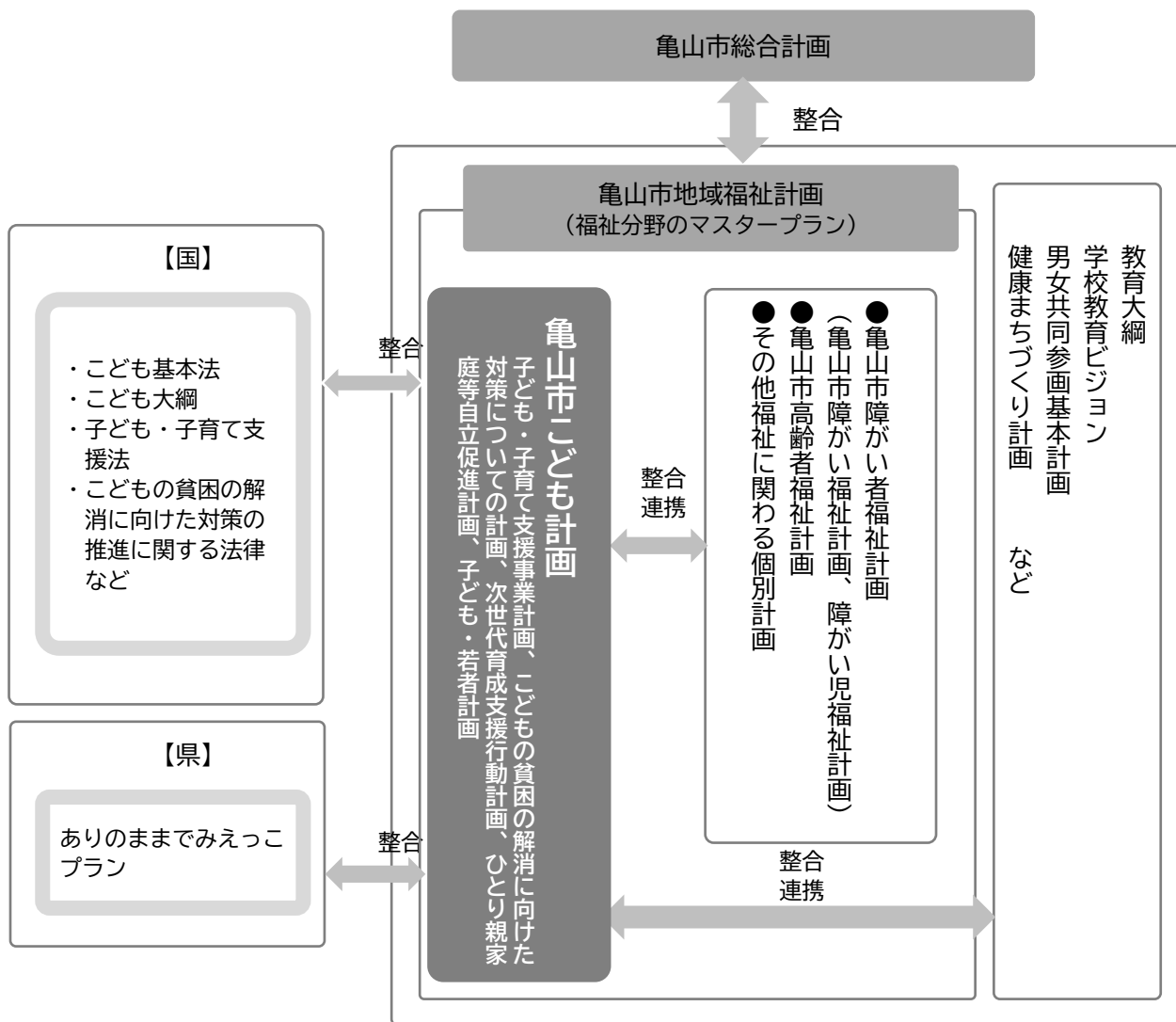
また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、次世代育成推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」並びに子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を兼ねた計画の内容を併せ持つものとして策定します。

さらに、平成22年7月に公布・施行された「少子化対策基本法」に基づき、本市における結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境づくりや多様化する子育て家庭のニーズに対応した取組を推進します。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、第3次亀山市総合計画前期基本計画を上位計画として、その内容と整合させつつ、補完・具現化を図ります。

策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、三重県が策定する「ありのままみえっこプラン」、市の各種計画等との整合・連携を図ります。



なお、子どもや子育て世帯を誰一人取り残すことなく、多様で包摂性のある社会を目指し、本計画を「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取組としても位置付けます。

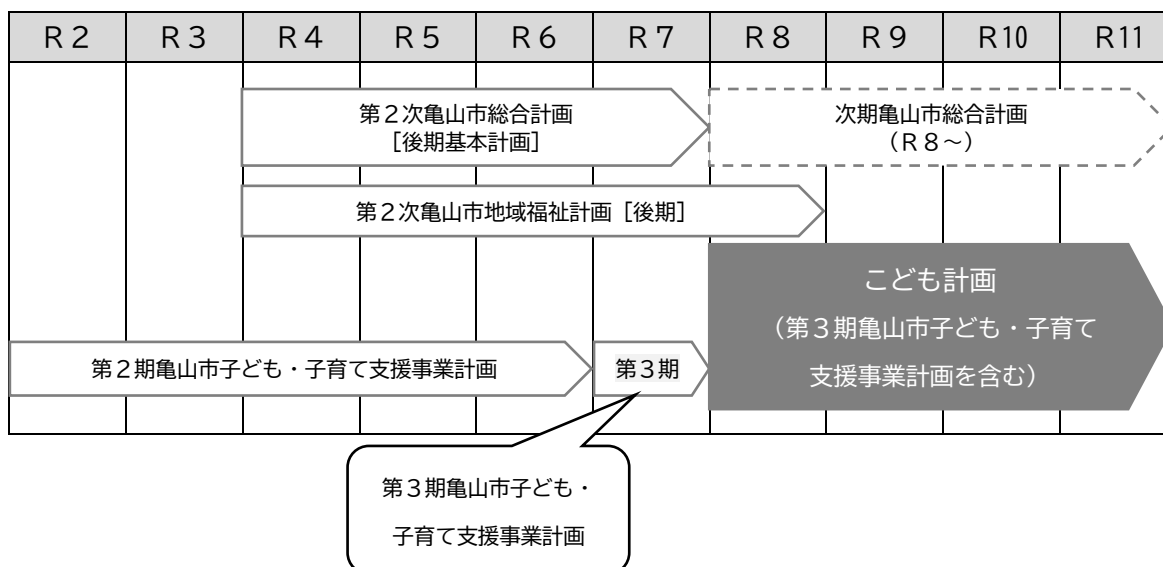
#### 【関連する持続可能な開発目標（SDGs）】



#### 4. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、状況の変化等により計画の見直しが必要となる場合には、適宜、計画の見直しを行います。



#### 5. 計画の策定体制

##### (1) 子ども・若者の意見の把握

児童センターと市立図書館等の施設を利用した幼児から高校生に対し、幅広い子どもの意見を聴取しました。

また、子どもの生活実態に係る実情や課題を把握するため、小学生、中学生、高校生、中高生の保護者、支援制度利用者及び20歳の若者を対象にアンケート調査を行いました。

##### (2) 子ども・子育て会議での検討

本計画内容を審議するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の関係者、保護者等の委員で構成する亀山市子ども・子育て会議による議論を行いました。

##### (3) パブリックコメント

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く住民から意見を募りました。

## 第2章 亀山市の現状と計画策定に向けた視点

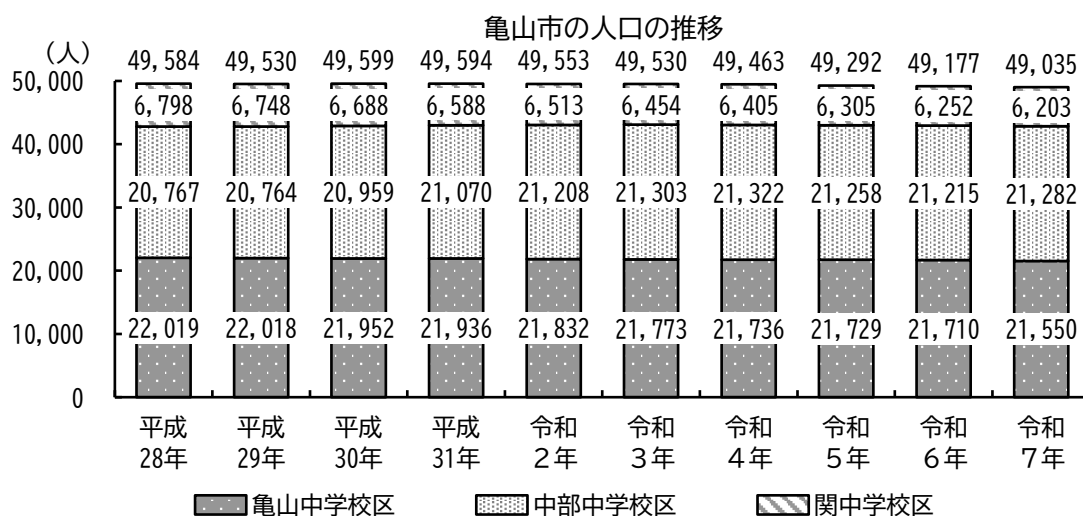
### 1. 亀山市の子どもと若者を取り巻く状況

#### (1) 人口の推移

##### ① 総人口の推移

本市の総人口は、平成28年の49,584人以降、減少傾向が続いています。

地区別の人口は、平成28年と令和7年の比較で見ると、亀山中学校区は97.9%、関中学校区は91.2%と減少しているのに対し、中部中学校区は102.5%と増加傾向にあります。

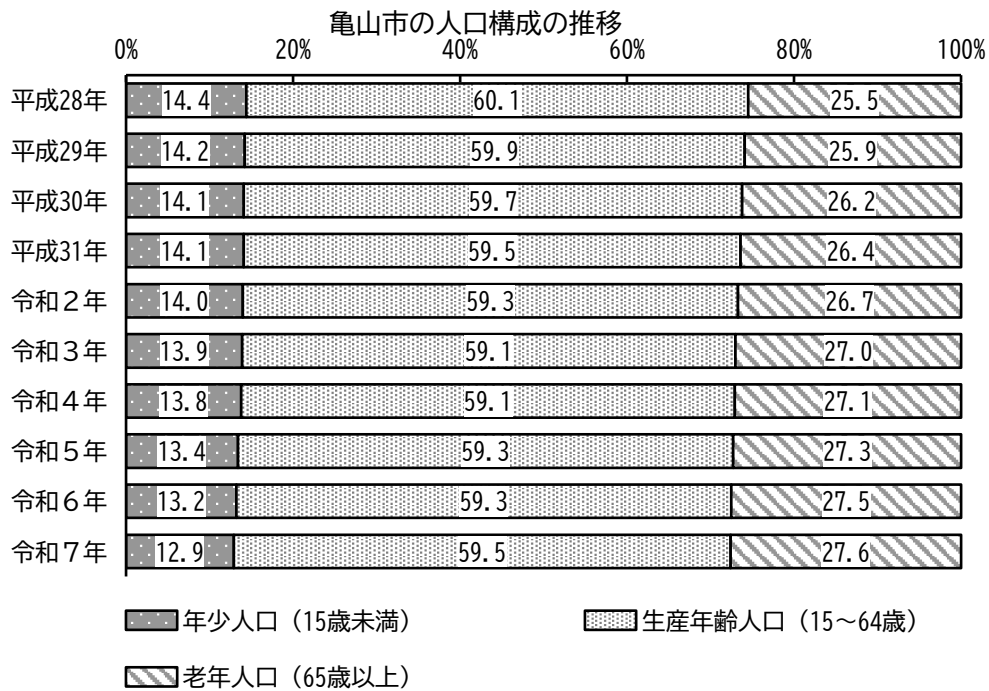


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口構成の推移をみると、15歳未満の年少人口は、平成28年から令和7年まで三重県内で上位を維持しているものの、毎年減少しており、年少人口14.4%から12.9%と1.5ポイント減となっています。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても同様に平成28年から令和7年まで毎年減少しており、60.1%から59.5%と0.6ポイント減となっています。一方、65歳以上の老年人口については毎年増加が続いており、平成28年の25.5%から令和7年27.6%と2.1ポイント増加しています。



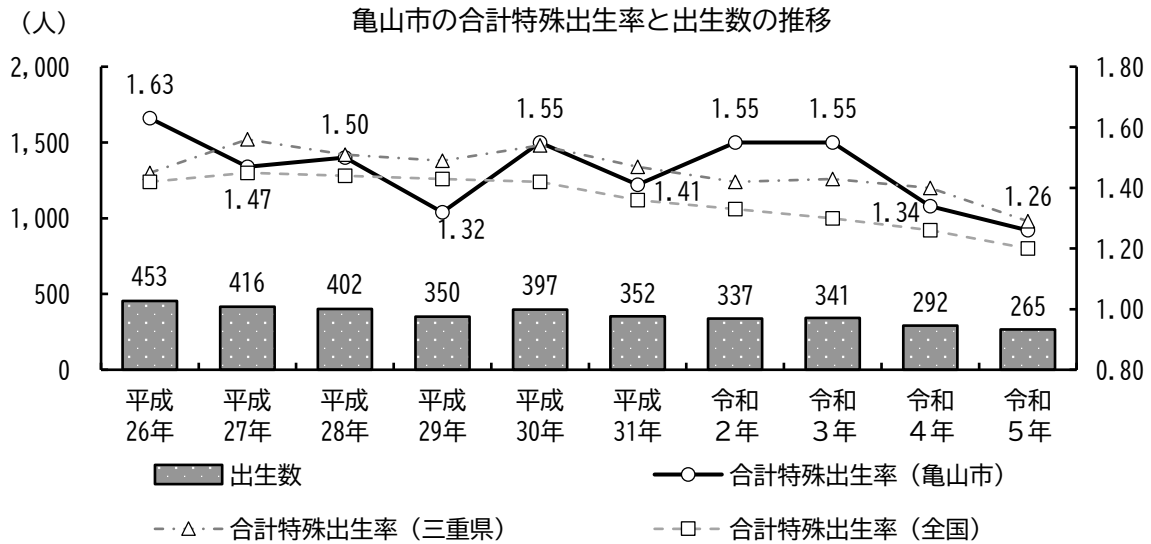
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 出生数の推移

### ① 出生数と合計特殊出生率の推計

平成26年度からの10年間で本市の出生数は、平成26年度の453人がピークとなり、平成30年度にやや回復するものの、長期的には減少傾向となっています。

合計特殊出生率についても、平成26年度の1.63をピークに、平成30年度、令和2年度～令和3年度にやや回復するものの、令和4年には下降しています。全国や三重県との比較でも大きな差はみられません。

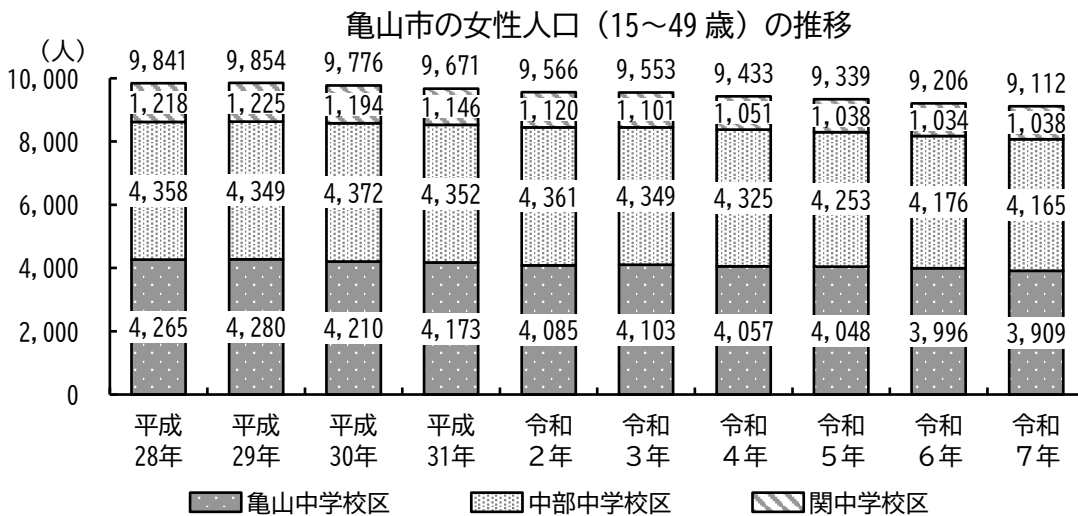


資料：人口動態統計・人口動態総覧

### ② 女性人口の推移

合計特殊出生率を算出する際の基礎数値となる15～49歳の女性人口の推移をみると、平成28年の9,841人から令和7年の9,112人まで、平成29年を除き減少し続けています。

中学校区別では、関中学校区では14.8%、亀山中学校区では8.3%の大幅な減少となっているのに対し、中部中学校区は4.4%の微減となっており、地域間での人口推移の状況に違いが出ています。



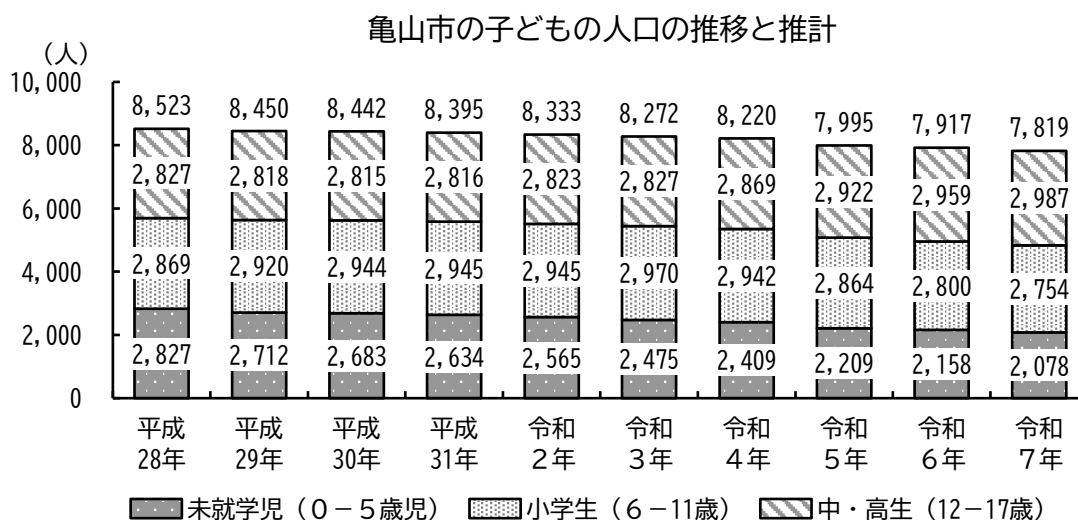
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

### (3) 子どもの人口の推移

#### ① 子どもの人口の推移と推計

平成28年から令和7年までの推移をみると、子ども（18歳未満）の人口は横ばいだったものが、平成30年以降は減少傾向が強まっています。

一方、年齢層別の状況では、未就学児は平成28年に対し令和7年の値が26.5%減と大きく減少しています。小学生は概ね横ばいとなっており、中・高生はやや増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ② 地域別未就学児人口の推移

最近10年間の本市の地域別未就学児の人口は、平成28年の2,827人をピークに減少しています。

平成28年と令和7年の比較を地域別にみると、坂下地区以外はいずれも減少しています。中でも白川地区は50%以上、野登地区は40%以上、昼生地区と井田川地区は30%以上、亀山地区と神辺地区は20%以上の大幅な減少となっています。

亀山市の未就学児人口の推移

単位：人、%

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	増減率
亀山地区	945	930	929	902	856	832	792	762	732	705	74.6
昼生地区	41	39	39	45	40	35	38	34	33	26	63.4
井田川地区	843	804	788	774	744	726	697	629	581	516	61.2
川崎地区	498	455	451	462	474	452	467	432	431	461	92.6
野登地区	72	66	70	59	60	49	56	47	41	39	54.2
白川地区	35	32	31	33	31	28	24	15	17	15	42.9
神辺地区	151	140	135	122	117	120	108	85	111	107	70.9
関地区	211	213	209	210	210	198	194	179	180	179	84.8
坂下地区	5	6	5	5	6	8	9	9	11	8	160.0
加太地区	26	27	26	22	27	27	24	17	21	22	84.6
合計	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	2,078	73.5

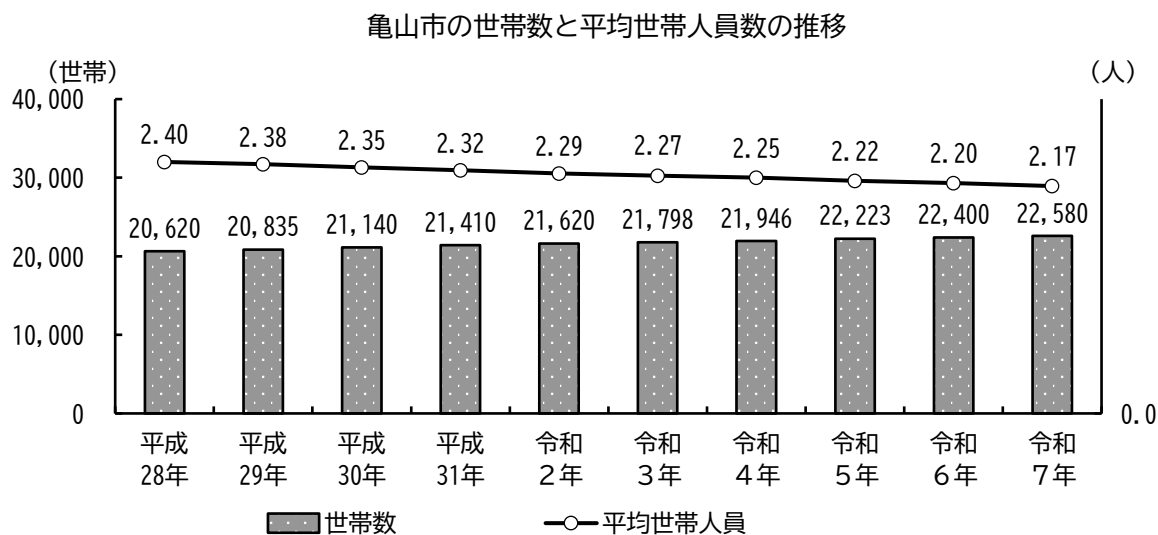
※ 増減率は平成28年と令和7年の比較。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (4) 世帯の推移

##### ① 世帯数と世帯の平均人数の推移

本市の世帯の状況をみると、世帯数は増加し続けている一方、1世帯当たりの平均人員数は平成28年の2.40人から令和7年の2.17人まで減少し続けています。

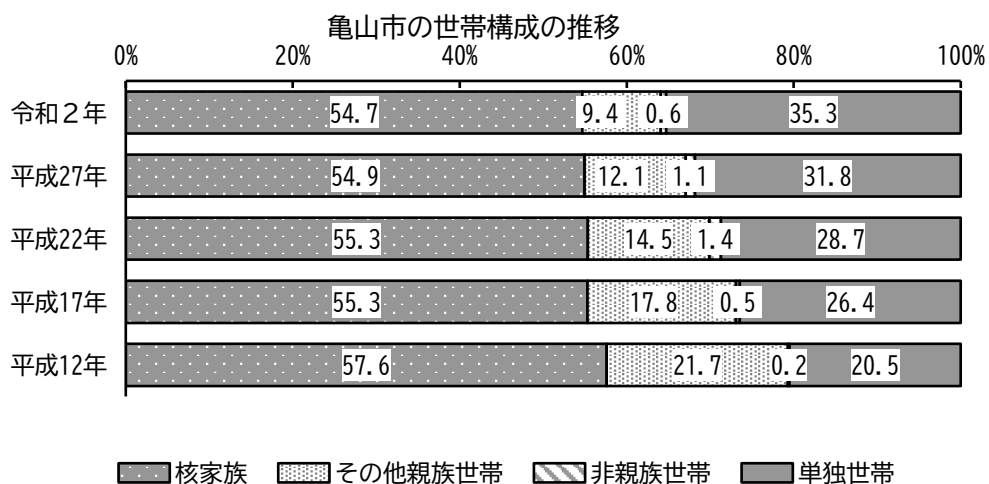


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、構成比では、単独世帯は増加していますが、核家族世帯及びその他親族世帯は減少しています。

一方、世帯数の実数で見ると、平成12年から令和2年にかけて核家族世帯が約2,000世帯、単独世帯が約4,000世帯と、それぞれ大幅に増加しています。



単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族	8,893	9,849	10,624	10,913	10,846
その他親族世帯	3,350	3,165	2,792	2,401	1,870
非親族世帯	31	87	264	223	125
単独世帯	3,166	4,709	5,515	6,313	7,005

資料：国勢調査

## (5) 就労の状況

### ① 産業別就労人口

本市の産業別就業者数の推移をみると、男女ともに減少が続いていましたが、女性は平成27年から令和2年にかけて増加しています。男女別の就業率は、男性が概ね90%前後で推移しているのに対し、女性は平成22年以降増加しています。

また、産業別の状況をみると、男女ともに農林業などの第1次産業が最も少なく、減少傾向となっています。男性は製造業などの第2次産業が最も多く、概ね横ばいとなっています。一方、女性は第3次産業が最も多く、増加が続いていますが、第2次産業は減少傾向となっています。

産業別就労人口の推移

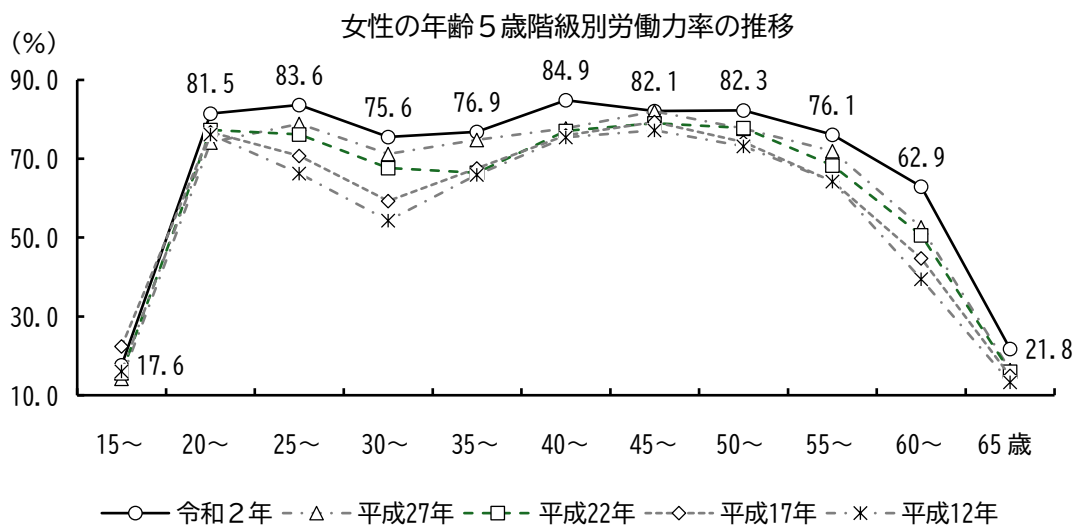
単位：人、%

	男性				女性			
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
年少人口	3,571	3,757	3,570	3,516	3,307	3,554	3,444	3,263
生産年齢人口	16,820	17,028	15,707	15,649	15,493	15,372	14,376	13,962
高齢者人口	4,265	4,812	5,555	5,996	5,797	6,145	6,885	7,449
就業者数	15,257	14,964	14,142	13,631	10,383	10,297	10,192	10,335
就業率	90.7	87.9	90.0	87.1	67.0	67.0	70.9	74.0
第1次産業	4.1	3.0	3.2	2.7	3.6	2.4	2.6	2.3
第2次産業	52.8	49.1	49.3	51.0	26.0	22.4	21.4	20.9
第3次産業	41.1	39.0	42.4	42.7	68.5	66.8	71.4	72.3
分類不能	2.1	8.9	5.1	3.7	1.9	8.4	4.6	4.6

資料：国勢調査

## ② 女性の労働力率

本市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移をみると、平成12年は一般にいわれる女性の結婚・出産に伴う就労率の低下状況を表すM字カーブが強く表れているのに対し、令和2年には30歳から34歳の年代のくぼみがほとんど見られない状況となっており、女性の就労意向が高まっていることが表れています。



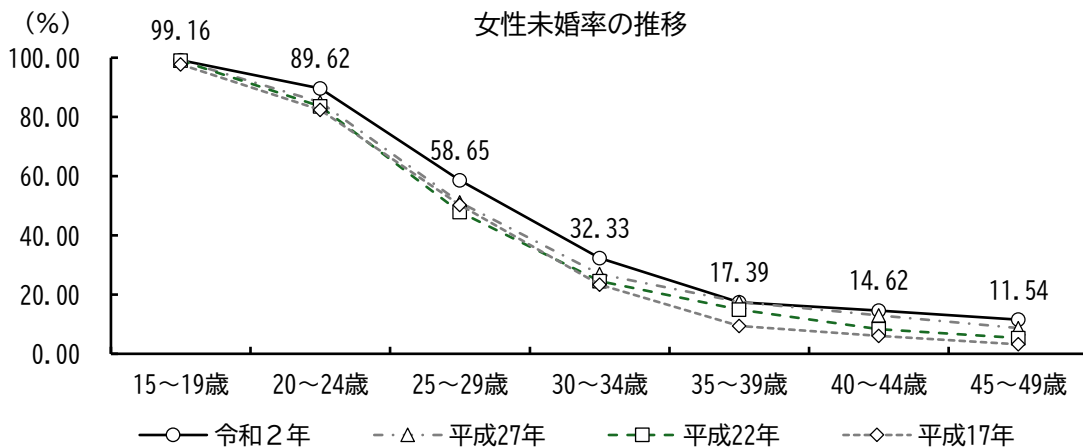
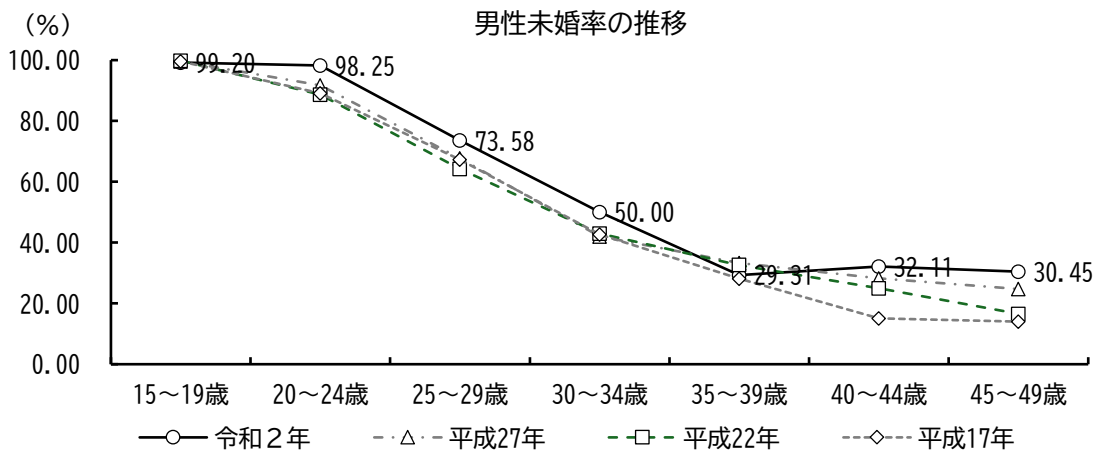
資料：国勢調査

(6) 婚姻・出産の状況

① 未婚率の推移

本市の男性の未婚率をみると、いずれの年代とも増加傾向が続いており、生涯未婚率とされる45歳から49歳での未婚率が30.45%とおおよそ3人に1人が未婚となっています。

また、女性の未婚率は、全体的には男性よりも低いものの、男性同様に未婚率が上昇傾向となっています。生涯未婚率についても、平成17年の3.20%から令和2年の11.54%へ4倍近く高まっています。



単位：％

	男性				女性			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	99.61	99.82	99.64	99.20	97.72	99.02	99.08	99.16
20～24歳	89.11	88.66	91.76	98.25	82.38	83.55	85.01	89.62
25～29歳	67.33	64.26	67.71	73.58	50.28	47.90	51.10	58.65
30～34歳	42.68	42.93	42.00	50.00	23.32	24.55	26.93	32.33
35～39歳	28.10	32.58	33.30	29.31	9.44	14.90	17.50	17.39
40～44歳	15.08	24.93	28.20	32.11	6.11	8.34	12.97	14.62
45～49歳	14.01	16.58	24.73	30.45	3.20	5.34	8.70	11.54

資料：国勢調査

## 2. 子ども・若者からの意見聴取

### (1) 意見聴取の概要

#### ・ 児童センターと市立図書館の来館者からの意見聴取

主役となる子どもの意見を計画書に取り入れるために、令和7年7月30日から8月15日まで児童センターと市立図書館の2か所にて実施しました。

幼児から高校生までの幅広い子どもに、児童センターの充実のために「児童センターでやってみたいことはありますか？」というテーマと、こども計画策定のために「子どもが幸せに暮らすために、まわりの大人にしてもらいたいことやおねがいしたいことはありますか？」の2つのテーマについて意見を聴取しました。

#### ・ 小学生・中学生・高校生へのアンケート調査

市内の小学生・中学生・高校生を対象に、こども計画策定の際の基礎資料として子ども達の現状を把握するため令和7年3月にアンケートを実施しました。

#### ・ 亀山市二十歳の集い出席者からの意見聴取

令和7年1月12日に開催した「亀山市二十歳の集い」の出席者にチラシを配布し、令和7年1月12日から令和7年2月28日までの間にチラシに記載の二次元コードを読み込み回答する方法により実施しました。

### (2) 意見聴取の主な意見

ここでは、児童センターと市立図書館に来館した幼児から高校生までの幅広い子どもに聴取した2つのテーマのうち、「子どもが幸せに暮らすために、まわりの大人にしてもらいたいことやおねがいしたいことはありますか？」の意見を掲載しています。これらの意見には、子どもが日常の中で感じている思いや願いが多く表れており、今後のこども計画の方向性を考える上で重要な視点となるため、次に掲載しています。

#### ◎ 児童センターと市立図書館の来館者からの意見

##### ① 幼児

##### ● 遊びの場・環境に関する意見

- ・ 雨の日や暑い日でも遊べる場所がほしい
- ・ 無料の遊び場がほしい（涼しい場所）
- ・ みたり、きいたり、さわったり、声を出してもよい場所がほしい

##### ● 家族・人との関わりに関する意見

- ・ 毎日お母さんやお父さんと遊びたい

## ②小学生

### ●遊びの場・居場所に関する意見

- ・暑い日や雨の日でも遊べる場所がほしい
- ・室内で遊べる場、みんなで遊べる場がほしい

### ●家族や大人との関わりに関する意見

- ・お母さんや家族と一緒に遊びたい
- ・話を聞いてほしい

### ●学び・体験の場に関する意見

- ・図書館で声を出して遊べる場がほしい
- ・子どもが参加できるイベントを増やしてほしい

## ③中学生

### ●人間関係についての意見

- ・優しく子どもに接してほしい

### ●遊び・学びの居場所についての意見

- ・勉強できて静かで涼しい施設（図書館のような場所）

### ●社会・まちづくりへの意見

- ・全世代が幸せに暮らせるように考えてほしい

## ④高校生

### ●子供の意見や気持ちの尊重に関する意見

- ・子どものやりたいことを一緒に考えてほしい
- ・目標達成の方法を一緒に考えてほしい
- ・子どもの意見・主張を取り入れてほしい
- ・意見を言いやすい雰囲気をつくってほしい
- ・子どものことを理解してほしい
- ・何も口をはさまず話を最後まで聞いてほしい

### ●安心できる居場所や施設についての意見

- ・安全で安心できる居場所を増やしてほしい
- ・誰でも子どもを預けられる施設

### ●相談・支援体制についての意見

- ・困ったときに相談できる場所がほしい
- ・子どもの虐待やいじめを減らす仕組みを強化してほしい

### ●地域・社会への要望に関する意見

- ・地元以外の高校生にも市の情報を届けてほしい
- ・地域をもっと素敵なまちにしてほしい

### ●政治・社会制度に関する意見

- ・まともな選挙を行い、よりよい日本にしてほしい
- ・行政の権限を強化して、子どもの虐待やいじめに対応してほしい

◎ 小学生・中学生・高校生へのアンケート調査結果

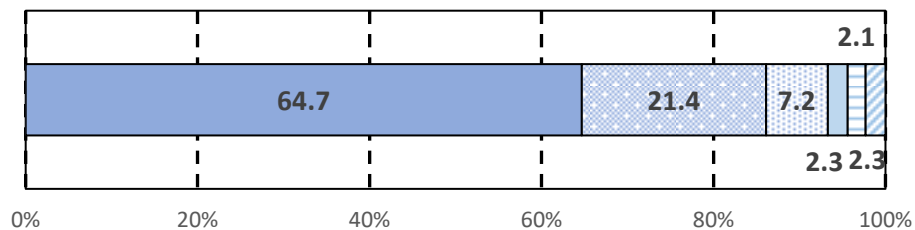
<アンケート調査の種類と調査対象者>

- ・小学生アンケート：亀山市立小学校（5年生）
- ・中学生アンケート：亀山市立中学校
- ・高校生アンケート：三重県立亀山高等学校（2年生）

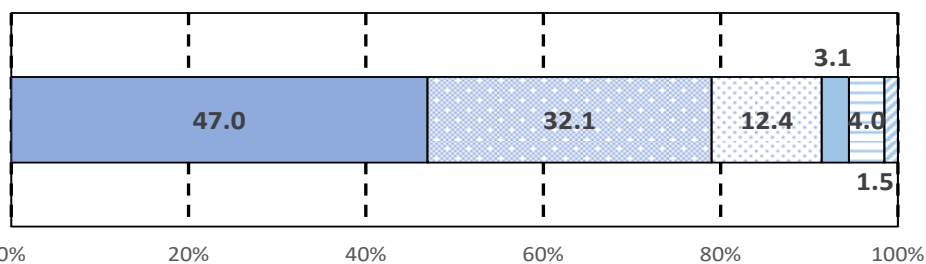
<アンケート調査の主な結果>

① 亀山市は住みやすいと感じるか

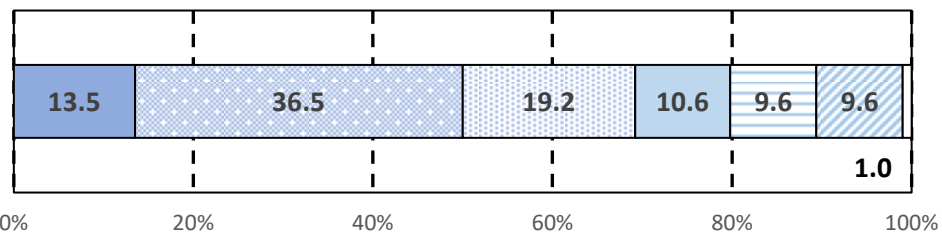
【小学生】



【中学生】



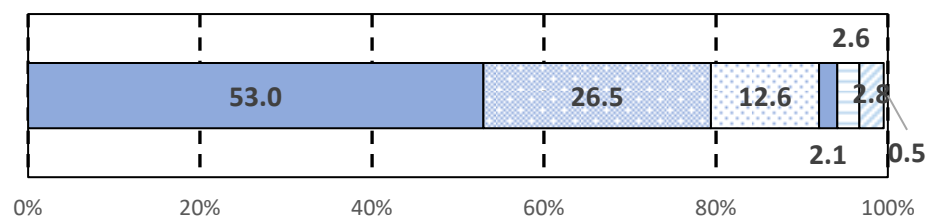
【高校生】



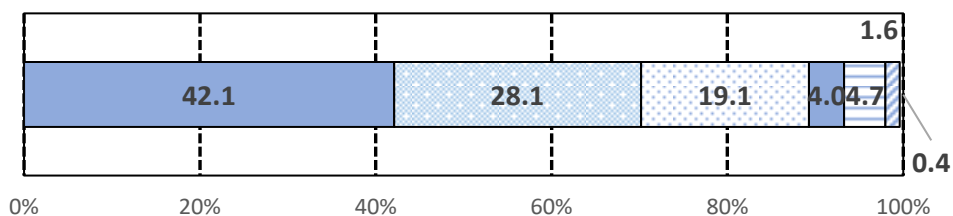
- はい
- どちらかといえばはい
- どちらともいえない
- どちらかといえばいいえ
- いいえ
- わからない
- 回答なし

## ② 亀山市にすきという気持ちを持っているか

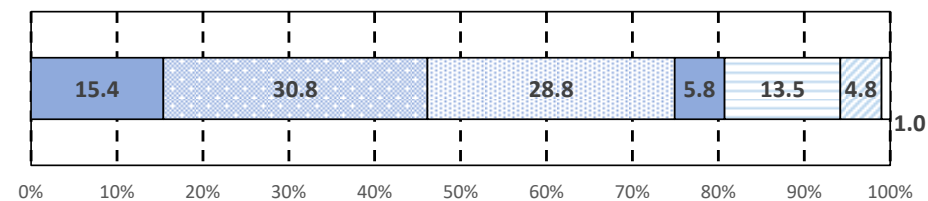
【小学生】



【中学生】



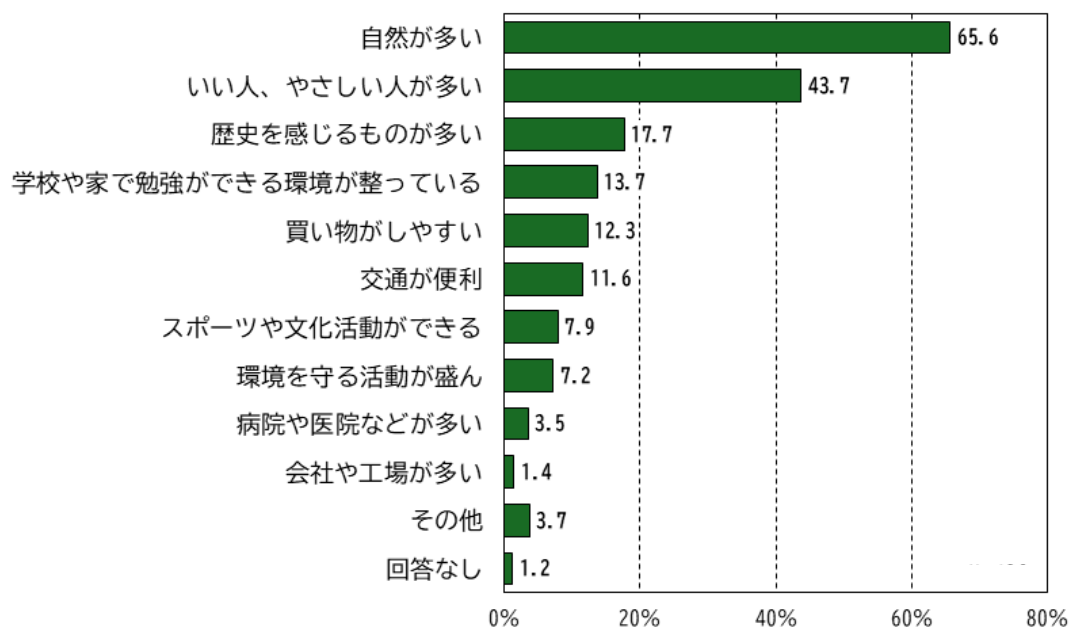
【高校生】



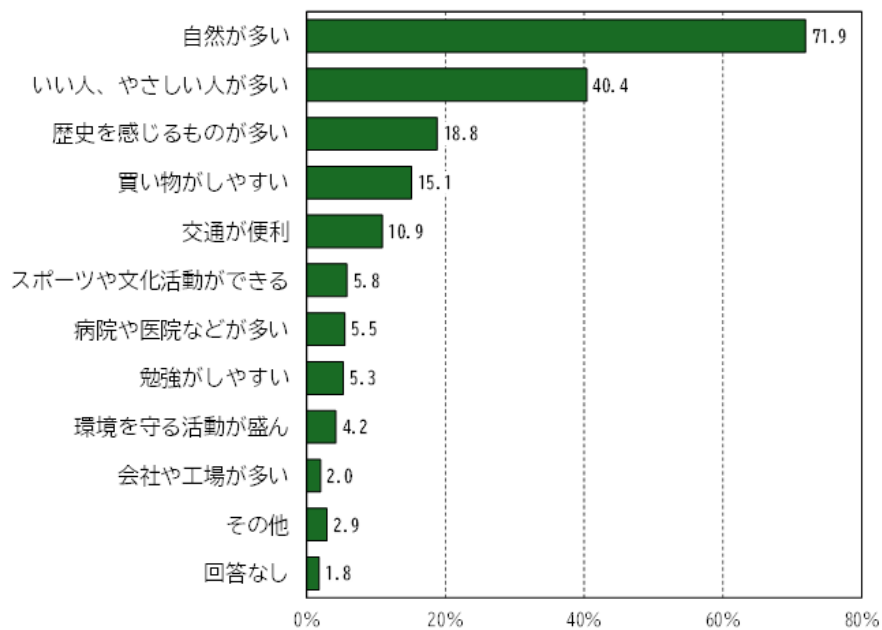
- はい
- どちらかといえばはい
- どちらともいえない
- どちらかといえはいえ
- いいえ
- わからない
- 回答なし

## ③ 亀山市の住みやすいと思うところ

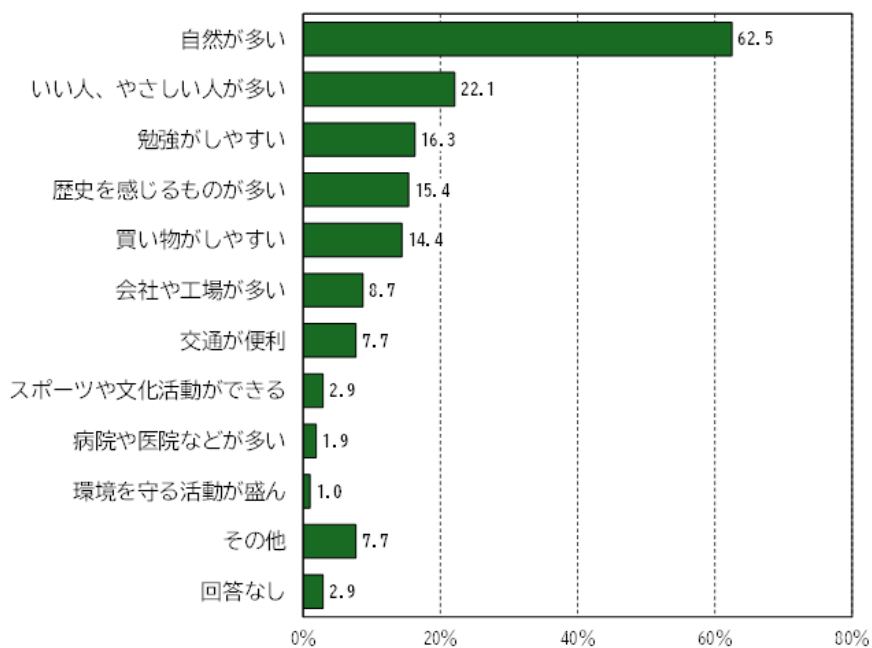
【小学生】



## 【中学生】

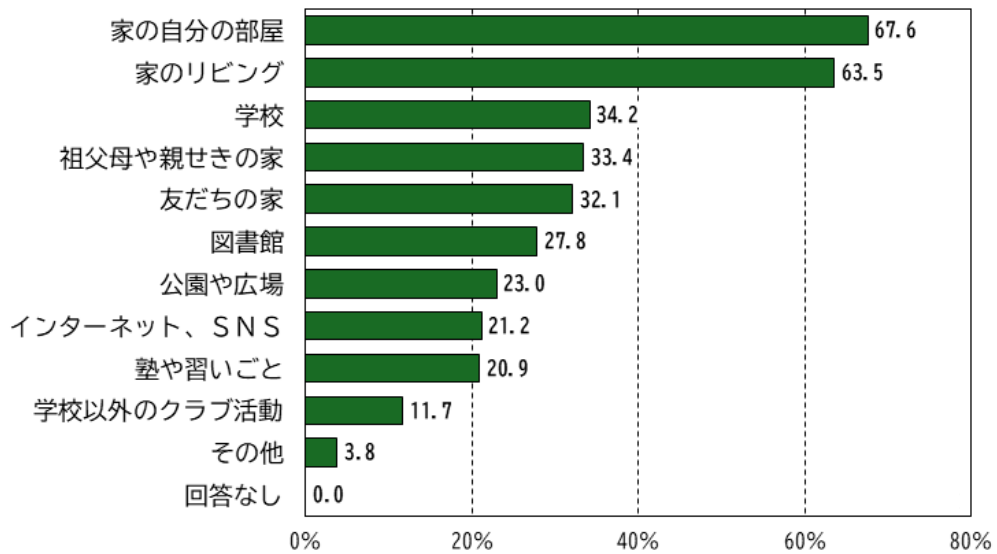


## 【高校生】

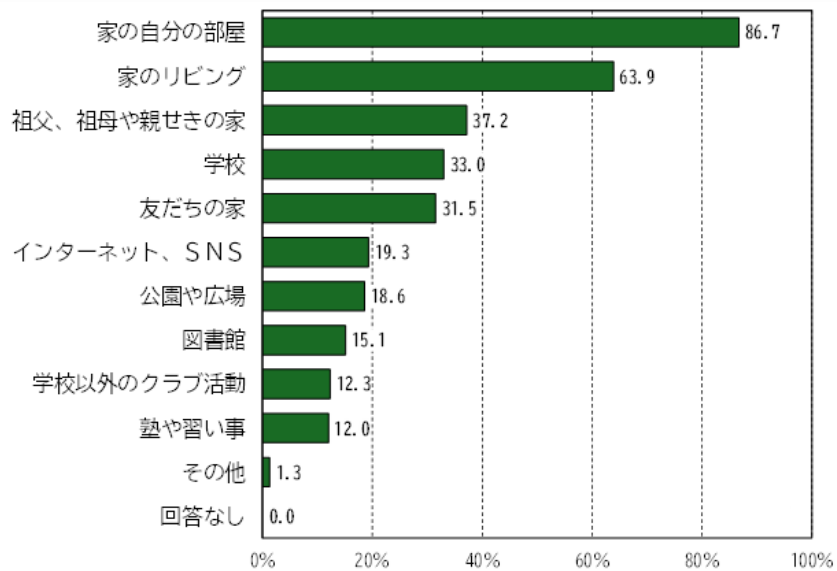


#### ④自分らしく、安心していられる場所

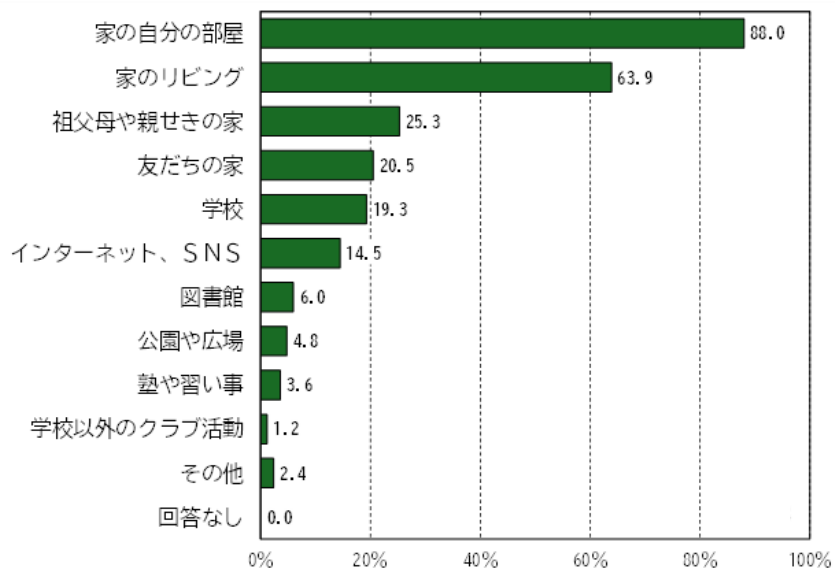
##### 【小学生】



##### 【中学生】

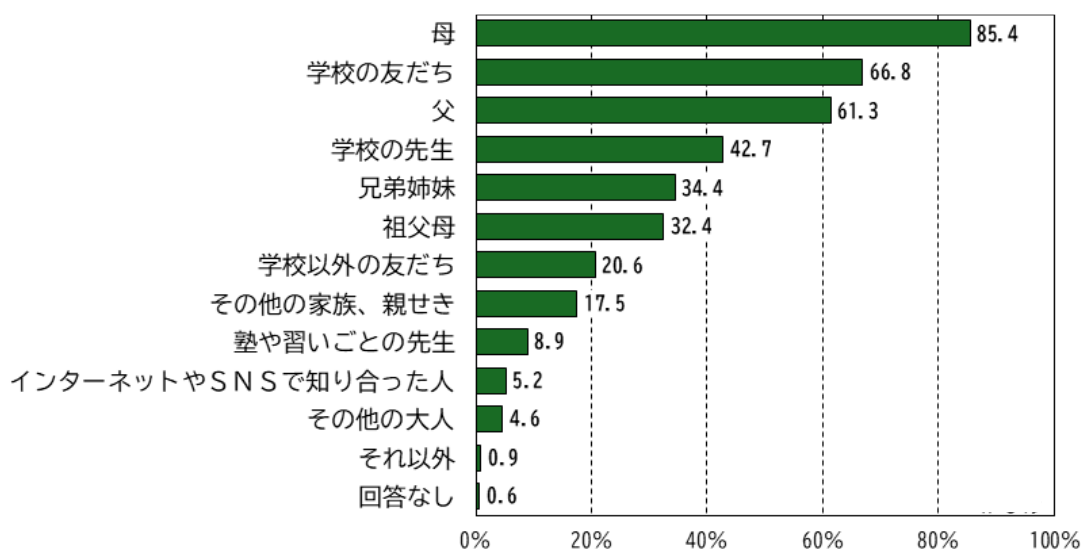


##### 【高校生】

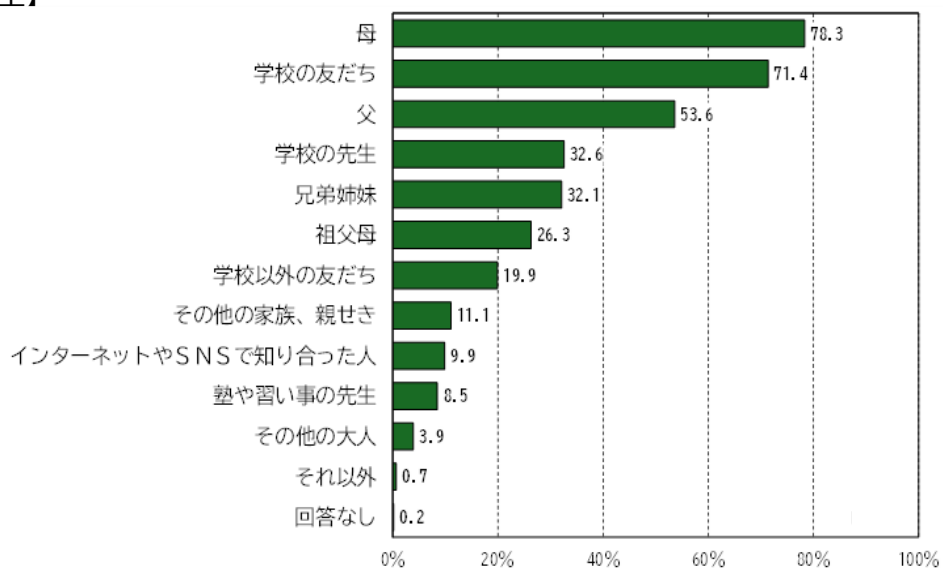


⑤こまったとき、つらいときに相談できる人

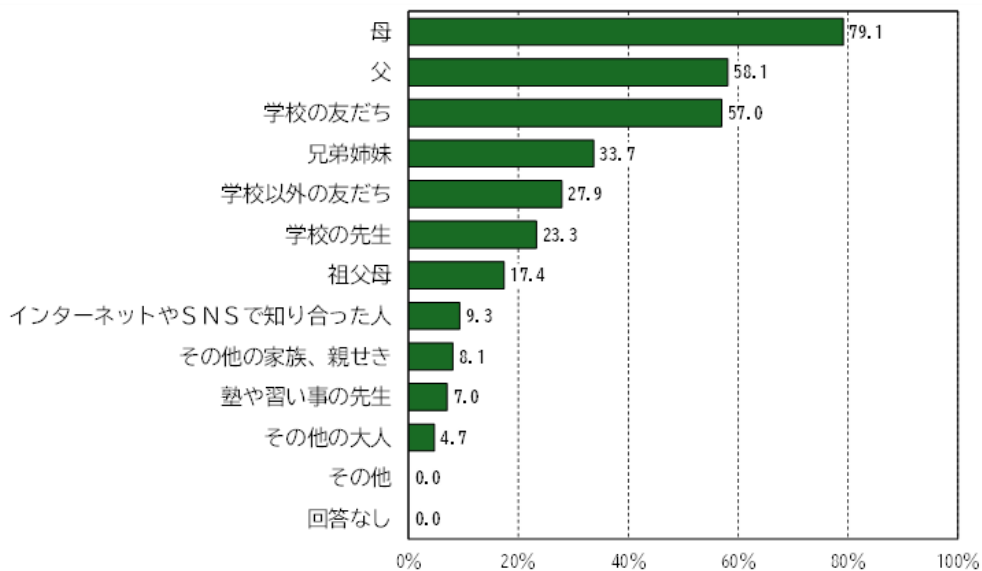
【小学生】



【中学生】

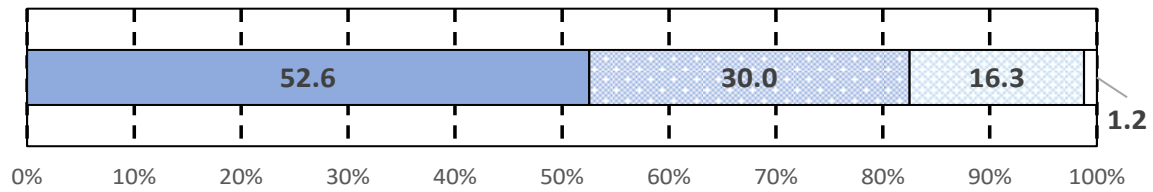


【高校生】

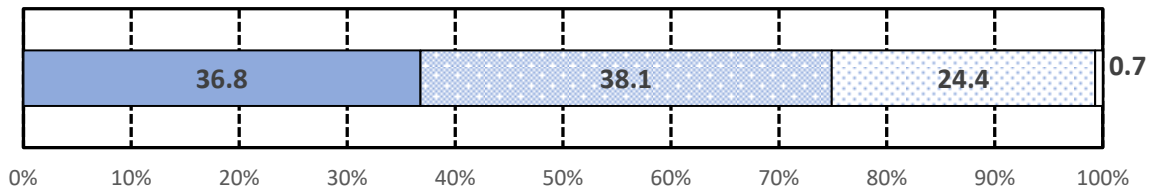


⑥子どもの権利を知っていますか

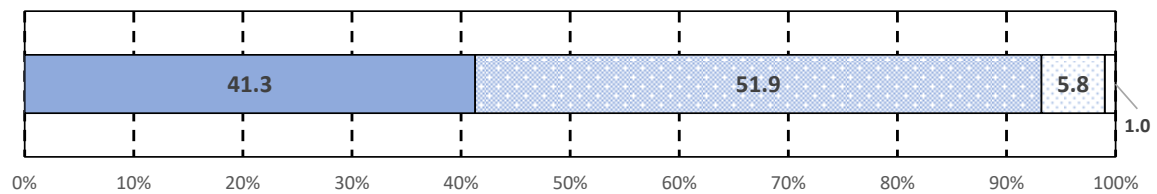
【小学生】



【中学生】



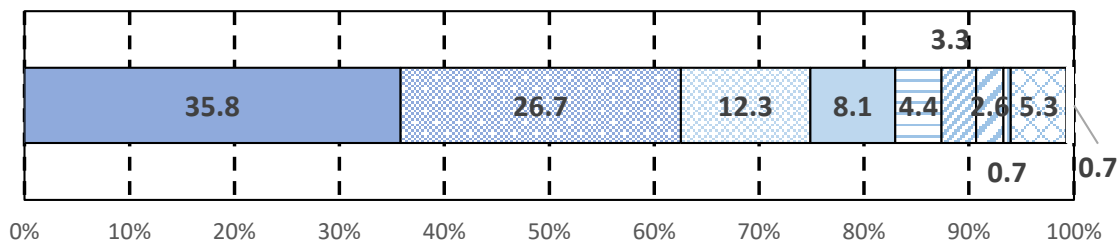
【高校生】



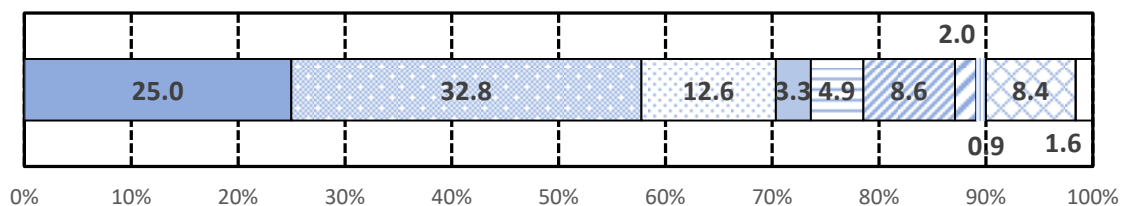
- 知っている
- 聞いたことはあるが、内容はわからない
- 知らない、聞いたこともない

⑦子どもの権利のうち大切だと思うもの

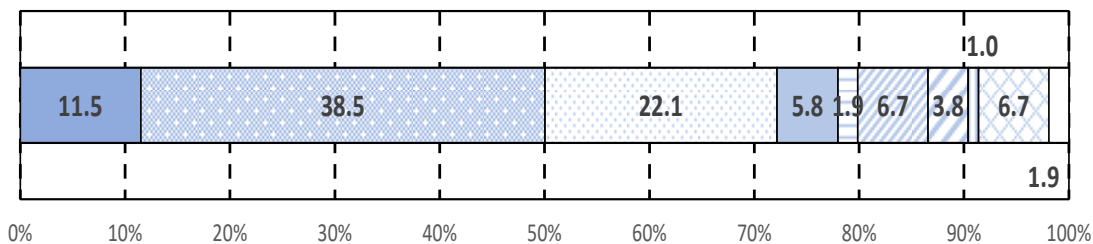
【小学生】



【中学生】



【高校生】



- 差別されないこと
- 命が守られ、成長できること
- 自分の考えを自由に言えること
- 保護者による暴力から守られること
- 学校などで教育を受けること
- 休んだり、遊んだりできること
- 子どもにとって最善の利益が第一に考えられること
- その他
- 特になし、わからない
- 回答なし

◎ 亀山市二十歳の集い出席者からの自由意見

「今後も亀山市に住み続けたいと思う理由」

- ・生活しやすいと感じるから
- ・住み続けてもいいとは感じるが、仕事で外に出る必要もあるのではないかと考えるため

「若者への支援のために亀山市に取り組んでほしいことはありますか(複数選択可)」

- ・就労支援の充実 ・出産 ・結婚支援 ・学校教育の充実 ・出会い
- ・子育てへの支援 ・魅力あるまちづくり ・若者の居場所づくりの推進

「若者への支援のために具体的に取り組んで欲しいことを教えてください」

- ・バスの運行を電車の時間に合わせて、余裕を持たせてほしい
- ・若者が集まれる施設を取り入れてほしい
- ・亀山高校と連携した地域の子どもの放課後の居場所作り。居場所は勉強を教える場であったりサッカー教室など様々。これを行う事で地域の友達との出会いの場ができ、共働きが増えてきた現代でも子どもの面倒を誰かが見てくれることは非常に重要。また家ではなく、学校帰りに寄る場所であるため、スマホやゲームから離れた活動の場になる

### 3. 亀山市子どもの生活実態に関する調査の結果

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、第2期計画策定時と同様に、子どもの生活実態について、市内在住の就学前児童、小学生、中・高生の保護者及び支援制度の利用者を対象に、令和6年2月にアンケート調査を実施しました。

調査の実施については、在園児及び在校生の保護者に対しては、施設を通じた配布・回収を行い、未就園児の保護者及び支援制度利用者に対しては郵送による配布・回収を行いました。

なお、就学前児童及び小学生の保護者のアンケートについては、子ども・子育てに関するアンケートと併せて実施しています。

#### 【回収結果】

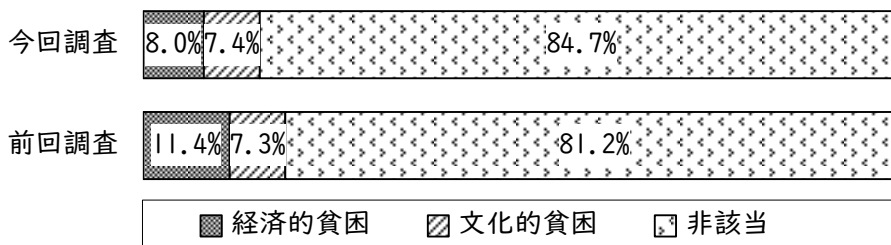
調査種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査 (就学前児童)	1,252	1,016	1,014	81.0%
小学校児童調査 (小学生)	656	600	599	91.3%
中・高生調査 (中・高生)	432	395	395	91.4%
支援制度利用者調査 (支援制度利用者)	390	142	142	36.4%

#### ①経済的貧困と文化的貧困

アンケート調査の全体調査における分基軸は「経済的貧困」と「文化的貧困※1」に着目することとします。「経済的貧困」については、「相対的貧困層※2」に該当するものとして分析します。加えて、本調査においては、主に親子関係に起因する「経済的には困窮していなくとも、親子の関係や愛情が希薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある」状況を「文化的貧困」と位置付け、分析することとします。

全体調査における、上記の「経済的貧困」と「文化的貧困」に該当する人の割合は下図のとおりです。

#### ◆ 全体調査



※1「文化的貧困」とは、親子関係に関する設問「4問」のうち、2つ以上、否定的な回答を選択した人で、相対的貧困層に該当しない人としてします。

【設問：お子さんと十分時間を過ごしている、よく会話をしている、十分愛情をかけている、自分自身のことよりも子どものことや教育にお金を使うことが多い】

※2「相対的貧困層」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）という。）に満たない世帯を指します。

②教育支援に関すること

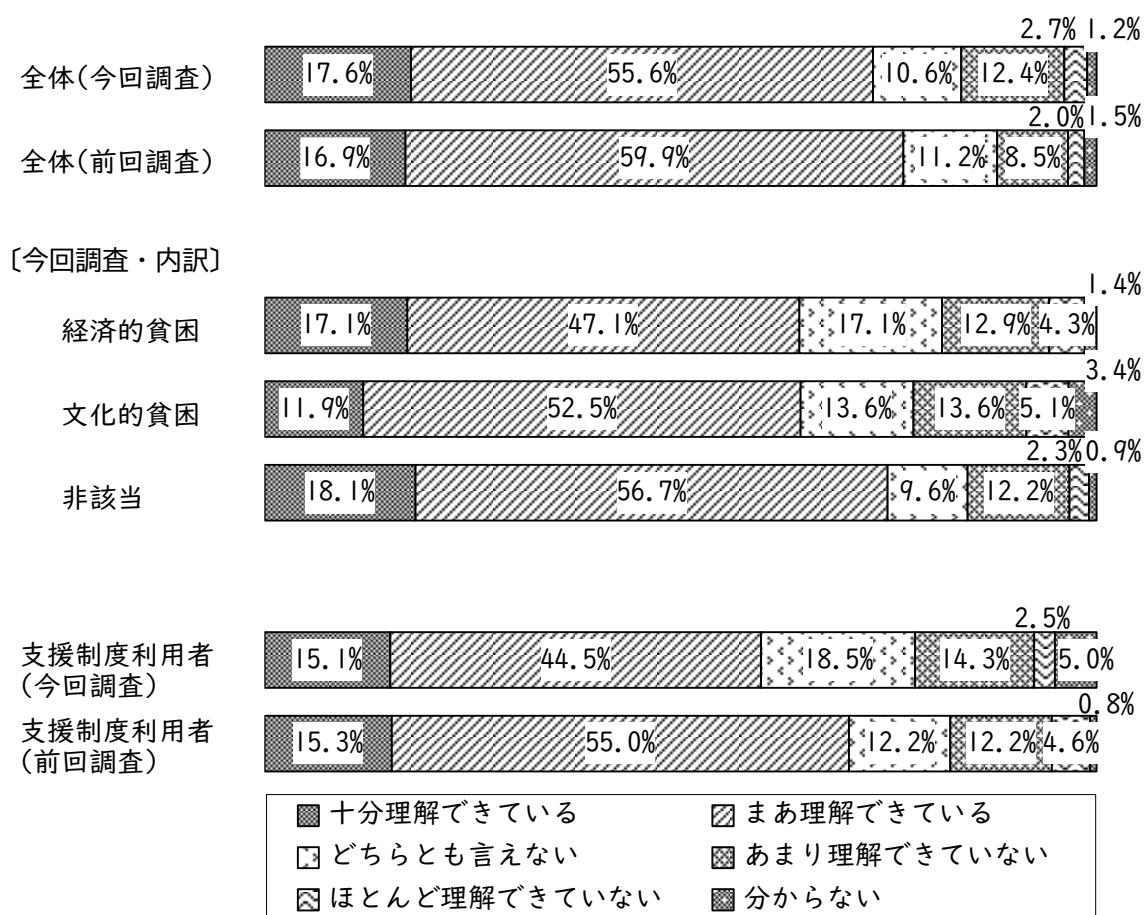
【学校での授業が理解できているか】

子どもの学校での授業への理解については、「非該当」では「十分」と「まあ」を合わせた、理解できていると答えた『肯定的な回答』が74.8%となっています。一方、「文化的貧困」では「あまり」又は「ほとんど」理解できていないと答えた『否定的な回答』が18.7%と、他の区分に比べて高くなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は3.6ポイント減少しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』が約6割となっており、『否定的な回答』は16.8%となっています。前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は10.7ポイント減少しています。

◆ 学校での授業が理解できているか

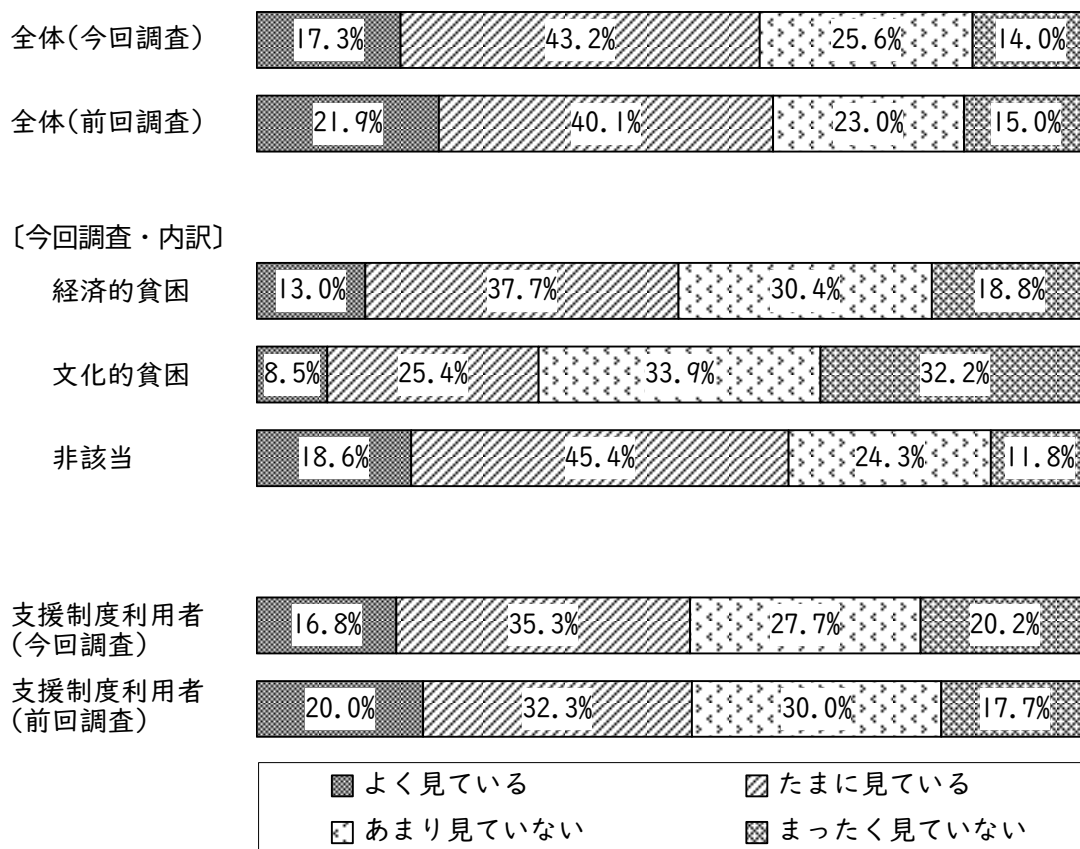


【家で子どもの勉強を見ることはあるか】

保護者が家で子どもの勉強を見ることがあるかどうかについては、「よく」と「たまに」を合わせた、見ていると答えた『肯定的な回答』が「非該当」では64.0%と他に比べて高くなっていますが、「文化的貧困」では33.9%と、他の区分に比べて低くなっています。

「支援制度利用者」については、『肯定的な回答』が52.1%となっており、「あまり」と「まったく」を合わせた、見ていないと答えた『否定的な回答』が47.7%となっています。

◆ 家で子どもの勉強を見ることはあるか

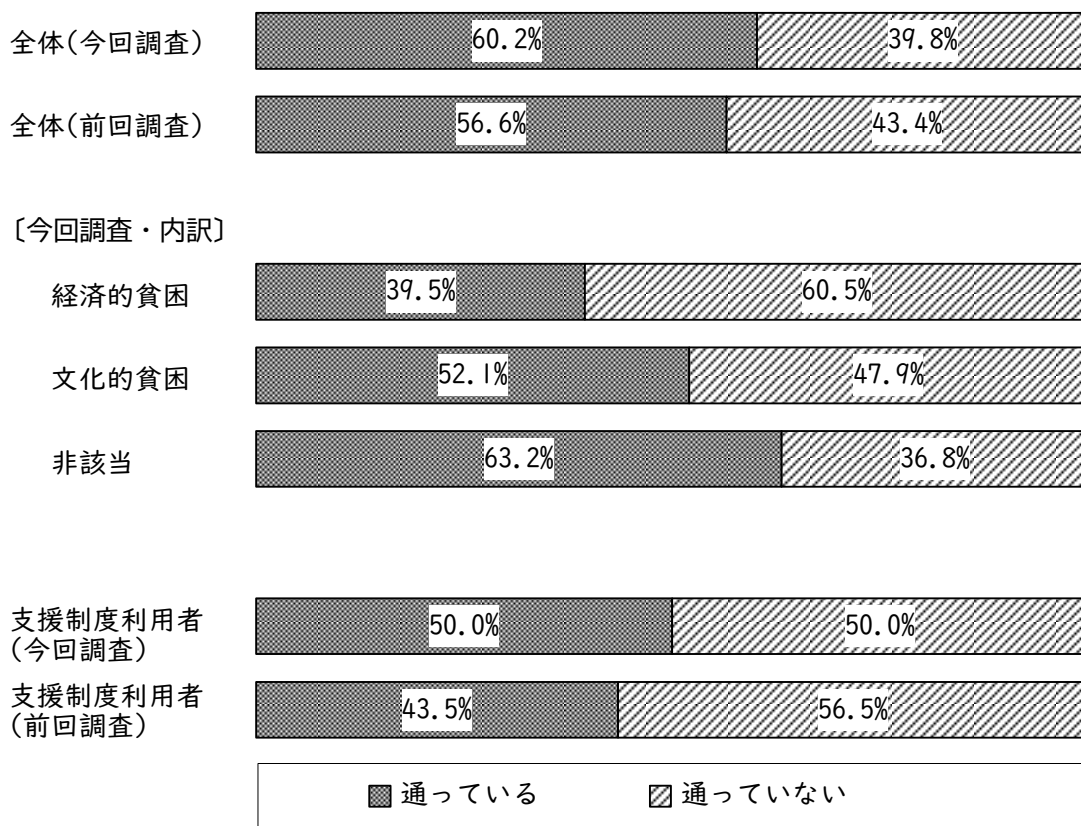


【塾や習い事に通っているか】

子どもが塾や習い事に通っているかどうかについては、「非該当」「文化的貧困」では「通っている」がそれぞれ63.2%、52.1%に上りますが、「経済的貧困」では39.5%と低く、格差が生じていると思われます。

「支援制度利用者」では「通っている」は50.0%となっています。

◆ 塾や習い事に通っているか



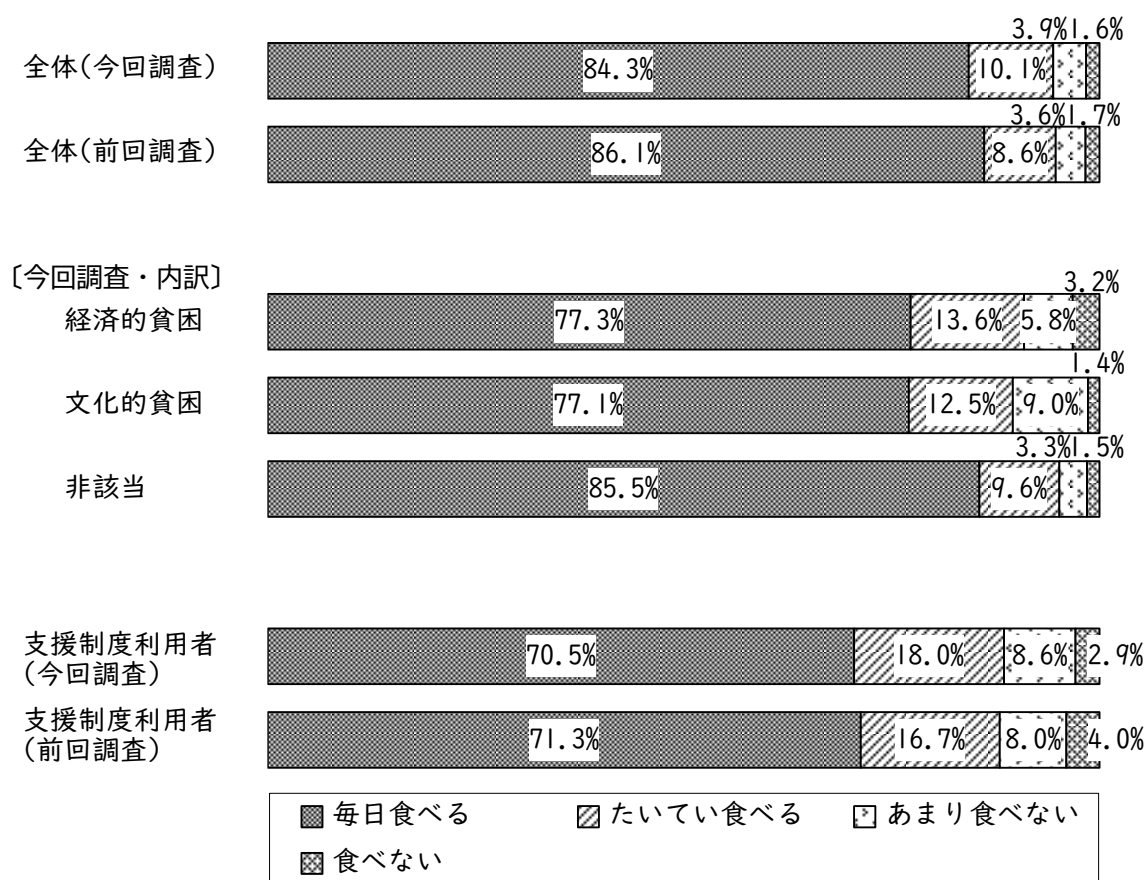
### ③生活支援等に関すること

#### 【朝食を毎日食べるか】

朝食を毎日食べるかどうかについては、「非該当」では、「毎日」「たいてい」は食べるという人が合わせて約95%に上り、大半の子どもが朝食を食べています。一方、「文化的貧困」では、「あまり食べない」「食べない」という人が約1割あります。

「支援制度利用者」では、「毎日」が比較的少なく70.5%となっていますが、「たいてい」を加えた、食べるという人は合わせて88.5%に上ります。「あまり食べない」「食べない」という人はやや多く、合わせて11.5%に上ります。

#### ◆ 朝食を毎日食べるか



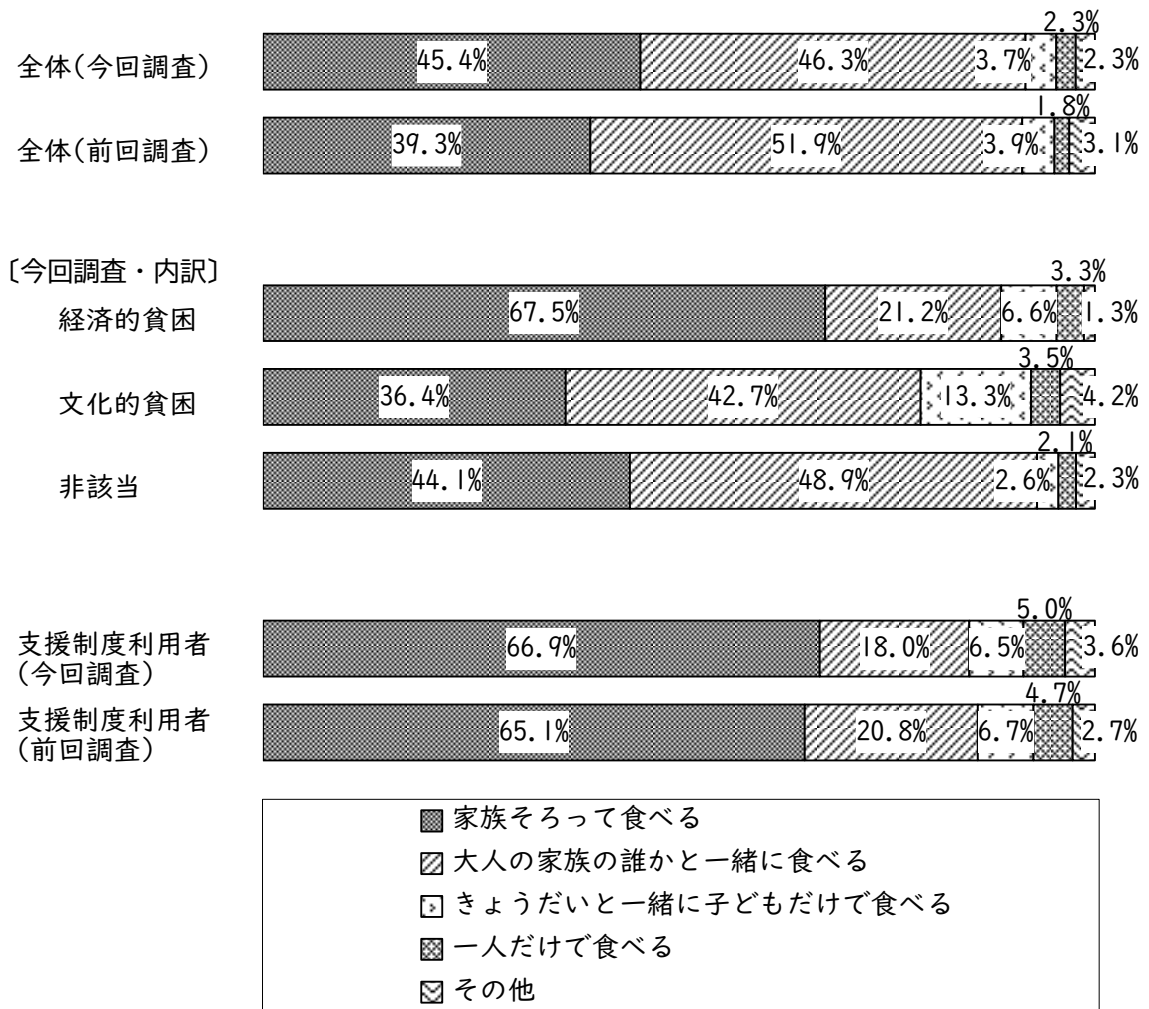
【夕食を誰と食べるか】

夕食を誰と食べるかについては、「非該当」「文化的貧困」では「大人の家族の誰かと一緒に食べる」が最も高く4～5割に上ります。次いで、「家族そろって食べる」が4割前後となっています。また、「経済的貧困」では「家族そろって食べる」が67.5%と最も高く、「大人の家族の誰かと一緒に食べる」は21.2%となっています。

一方、「文化的貧困」では「きょうだいと一緒に」と「一人だけで」を合わせた子どもだけで食べている人が16.8%と、他の区分に比べて高くなっています。

「支援制度利用者」では「家族そろって」が66.9%に上り、「大人の家族の誰かと一緒に」は18.0%となっています。

◆ 夕食を誰と食べるか



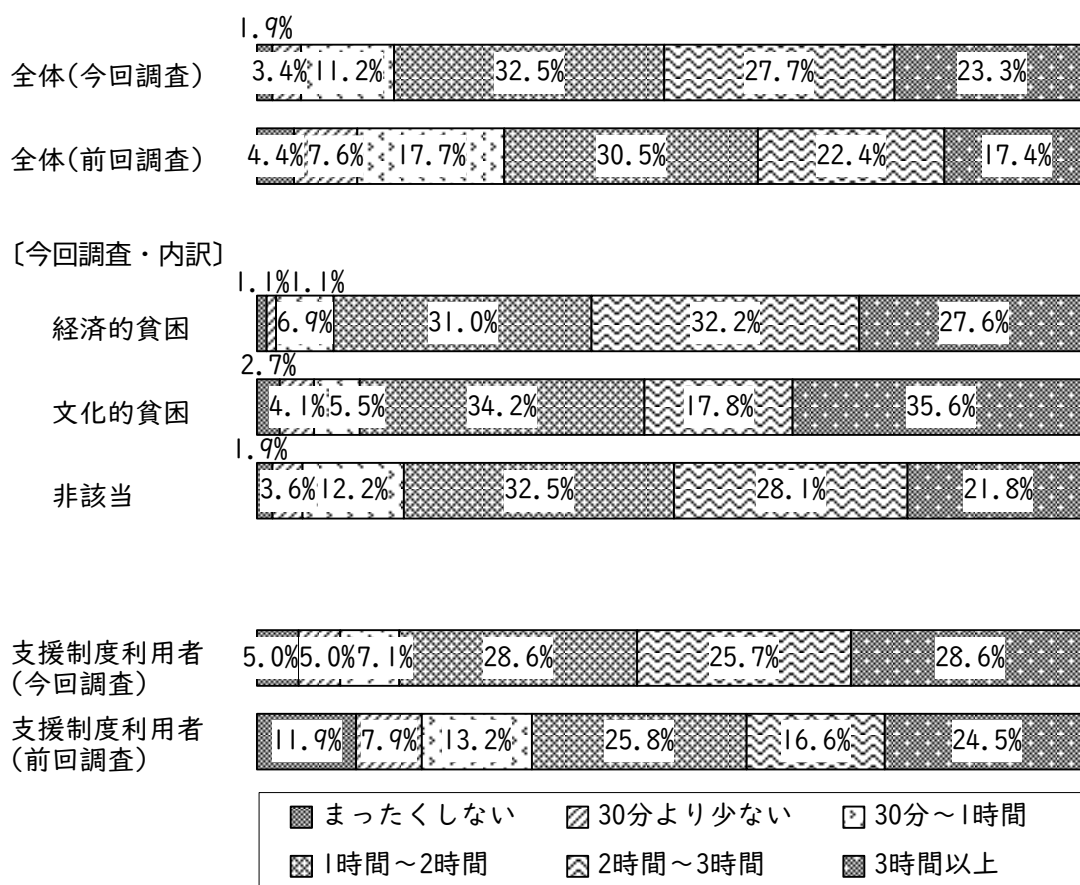
【ゲームやスマホを利用する時間】

子どものゲーム・スマホの利用時間については、「非該当」では「1時間～2時間」が、「経済的貧困」では「2時間～3時間」が、「文化的貧困」では「3時間以上」がそれぞれ最も高くなっています。2時間以上ゲームやスマホを利用している割合は、「非該当」の49.9%に対し、「経済的貧困」では59.8%と高くなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、2時間以上ゲームやスマホを利用している割合は11.2ポイント増加しています。

「支援制度利用者」では「1時間～2時間」と「3時間以上」が28.6%で同率となっています（支援制度利用者の回答には就学前児童も含まれます）。

◆ ゲーム・スマホを利用する時間



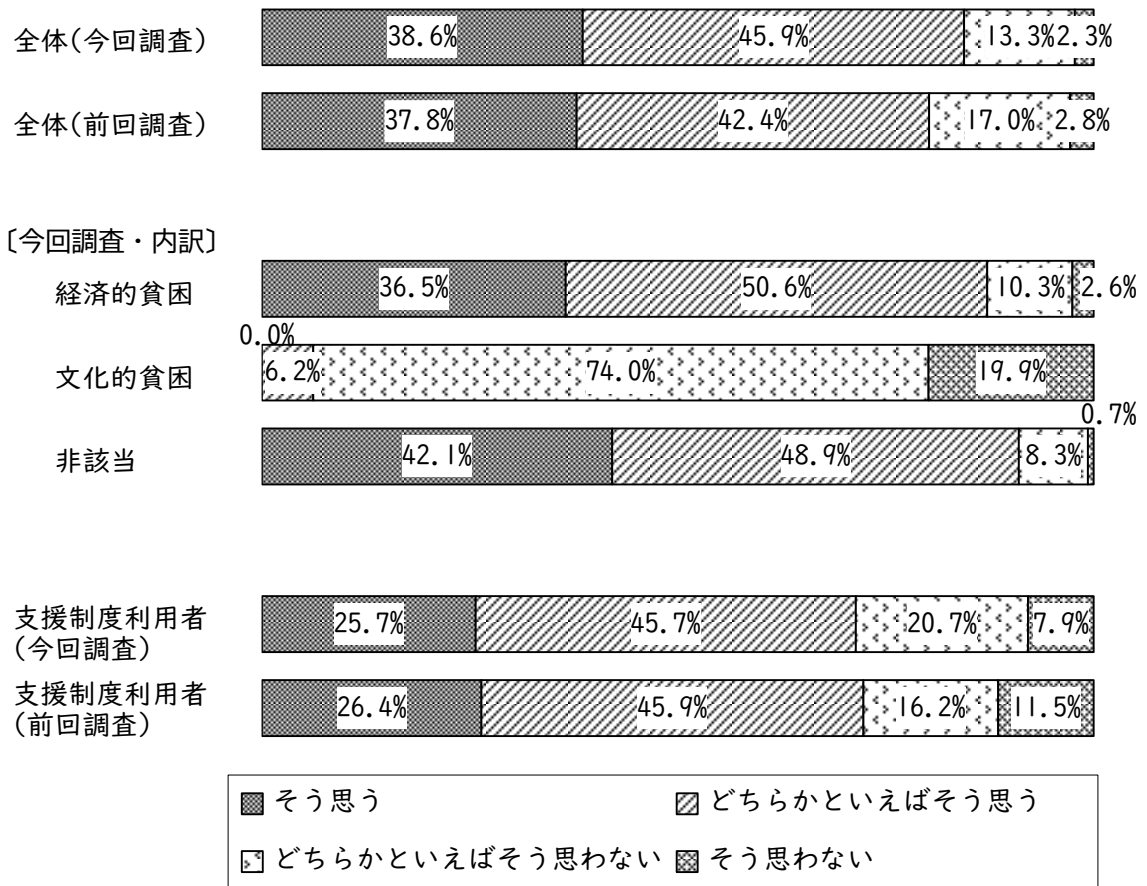
【子どもと十分時間を過ごしていると感じるか】

子どもと十分時間を過ごしていると感じるかかどうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『肯定的な回答』は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも8割を超えています。一方、「文化的貧困」では『肯定的な回答』はわずか6.2%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『否定的な回答』が93.9%に上っています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は4.3ポイント増加しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』は約7割となっています。

◆ 子どもと十分時間を過ごしていると感じるか

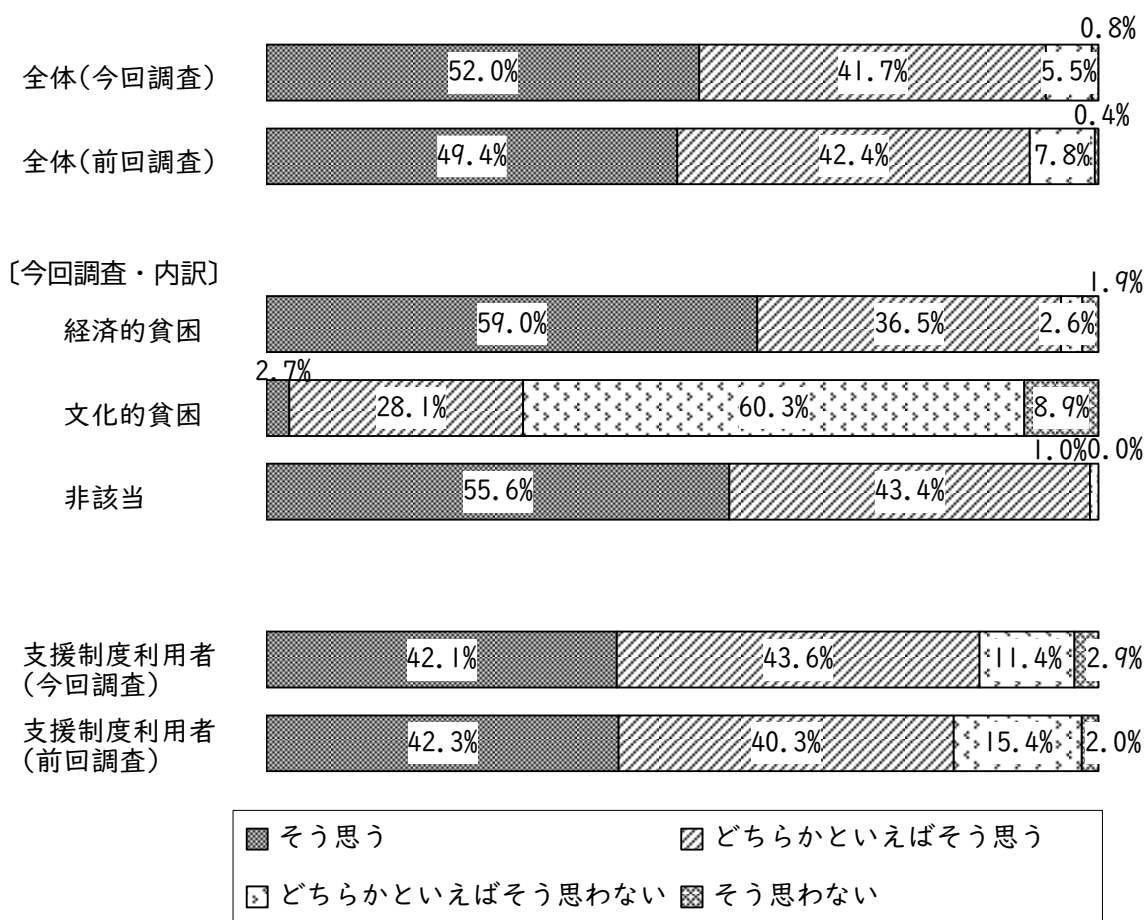


【子どもとよく会話をするか】

子どもとよく会話をするかどうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『肯定的な回答』は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも9割を超えています。一方、「文化的貧困」では『肯定的な回答』は30.8%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『否定的な回答』が69.2%に上っています。

「支援制度利用者」でも『肯定的な回答』は8割強となっており、前回調査と比較すると、3.1ポイント増加しています。

◆ 子どもとよく会話をするか



④地域社会との関わりに関すること

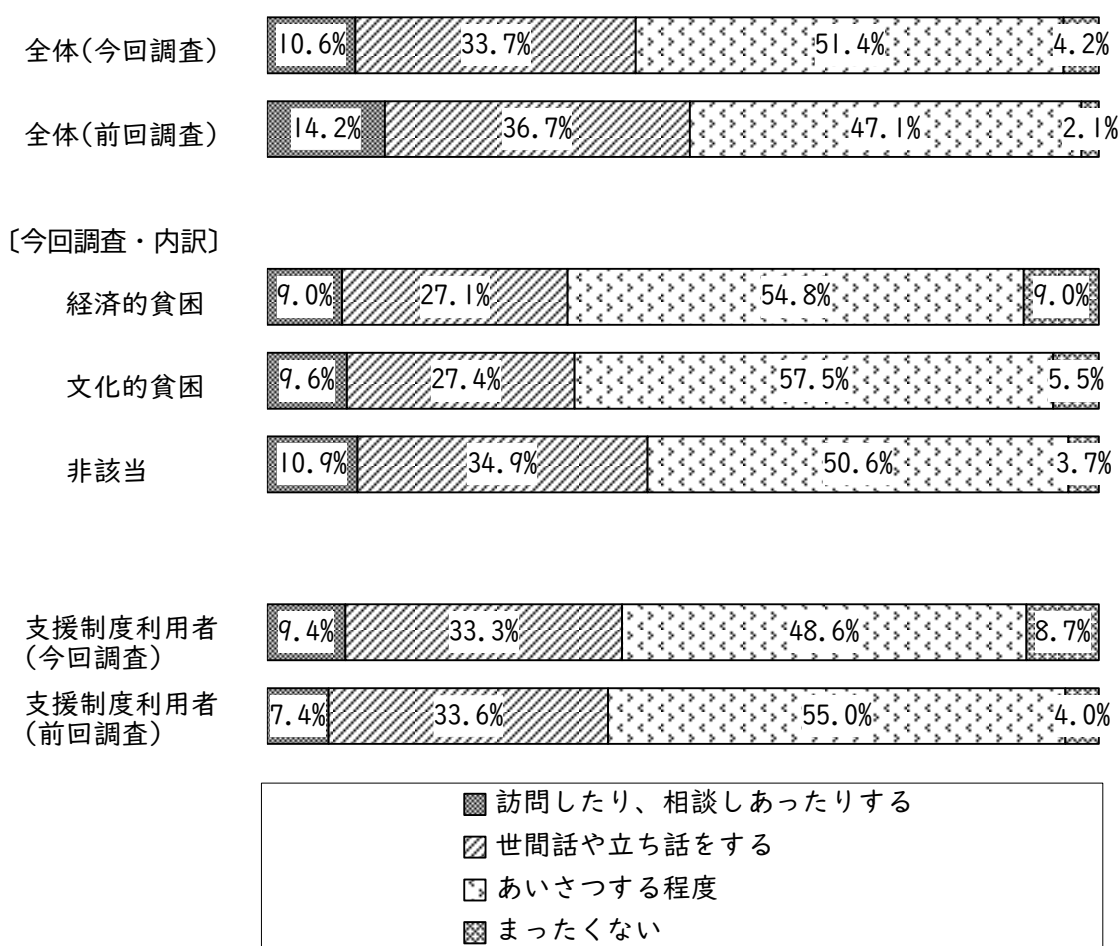
【近所の方とどの程度の付き合いがあるか】

近所の方との付き合いの程度については、いずれの区分でも「あいさつする程度」が最も高くなっています。「訪問したり、相談しあったりする」という深い付き合いについては、「非該当」が10.9%に上るのに対し、「経済的貧困」「文化的貧困」では1割弱にとどまっています。

全体結果を前回調査と比較すると、「訪問したり、相談しあったりする」は3.6ポイント、「世間話や立ち話をする」は3.0ポイント減少し、「あいさつをする程度」が4.3ポイント増加しています。

「支援制度利用者」でも「あいさつする程度」が48.6%と最も高く、「訪問したり、相談しあったりする」は9.4%と低くなっています。

◆ 近所の方とどの程度の付き合いがあるか



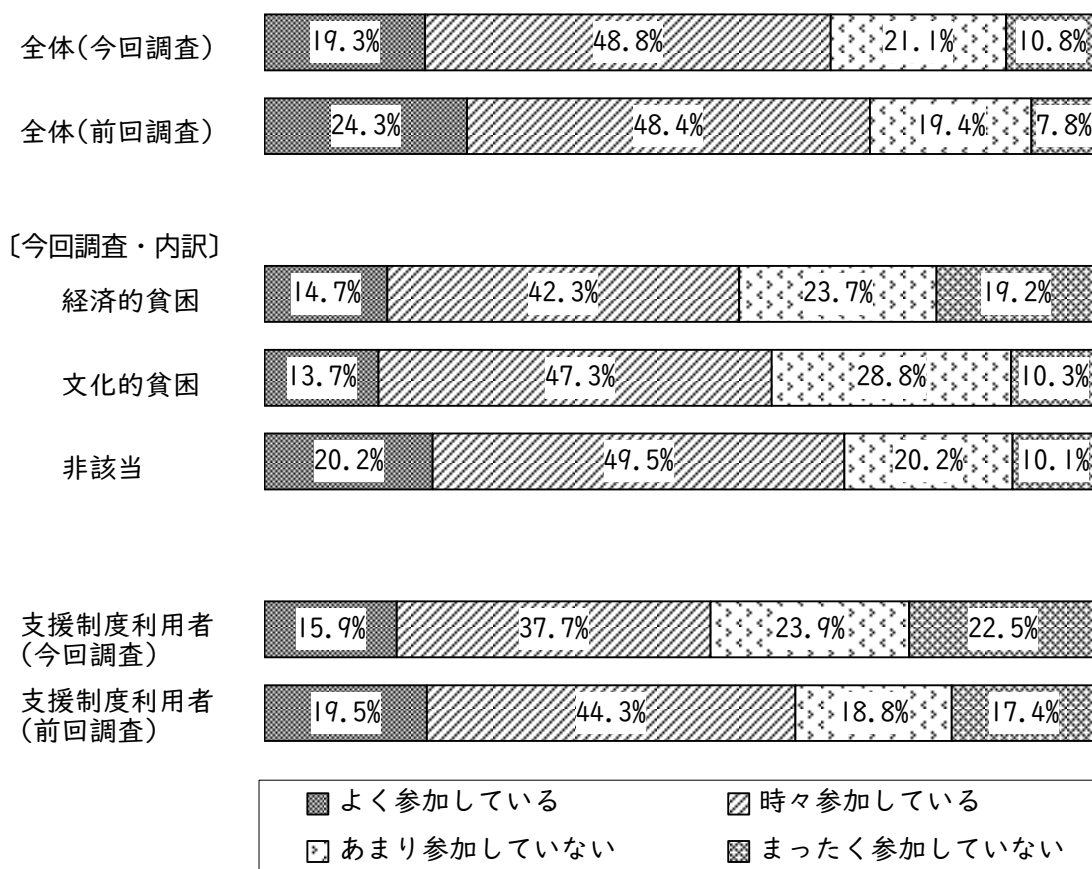
【地域の行事に参加しているか】

地域の行事への参加については、「非該当」「文化的貧困」では「よく」と「時々」を合わせた、参加していると答えた『肯定的な回答』が6割を超えています。『経済的貧困』では57.0%と、他の区分に比べて少なくなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は4.6ポイント減少しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』は53.6%であり、「あまり」と「まったく」を合わせた、参加していないと答えた『否定的な回答』は46.4%と、他の区分に比べて高くなっています。前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は10.2ポイント減少しています。

◆ 地域の行事に参加しているか



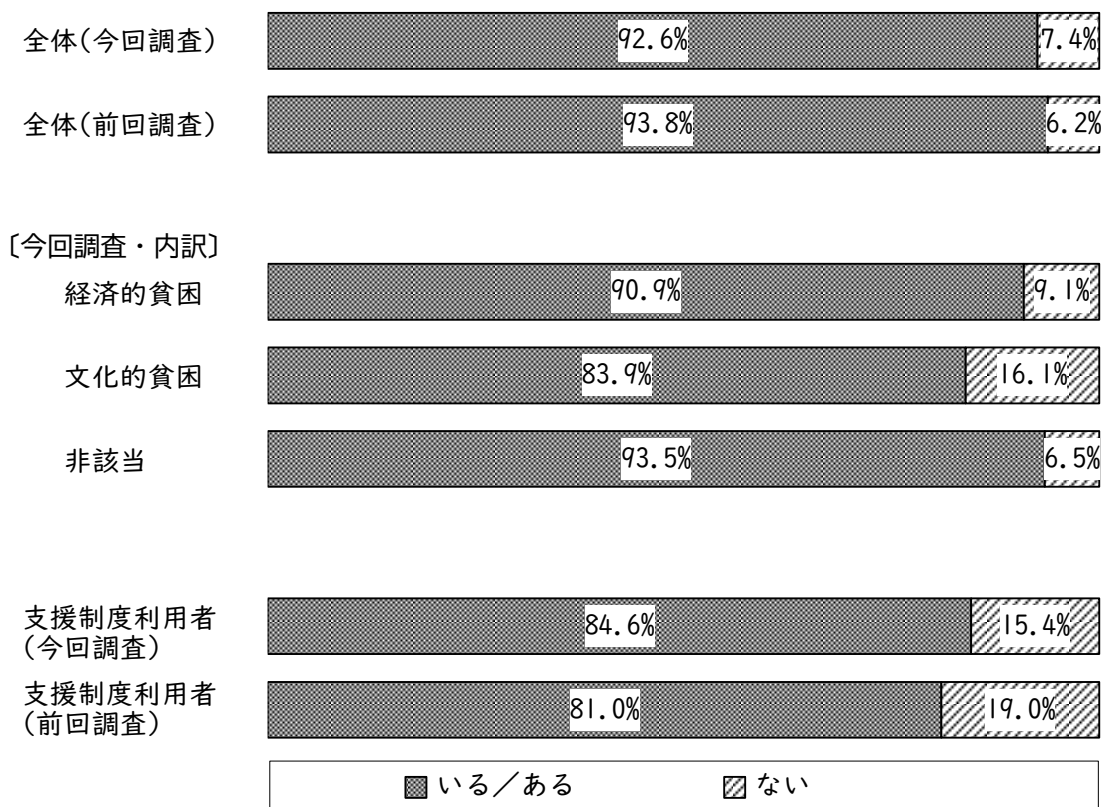
⑤行政の支援制度及び必要となる施策に関すること

【子育てする上で、気軽に相談できる人又は場所はあるか】

子育てに関する相談先については、「非該当」「経済的貧困」では9割以上が「いる／ある」としています。一方、「文化的貧困」では16.1%が「ない」としています。

「支援制度利用者」では15.4%が「ない」としていますが、前回調査と比較すると3.6ポイント減少しています。

◆ 子育てする上で、気軽に相談できる人又は場所はあるか

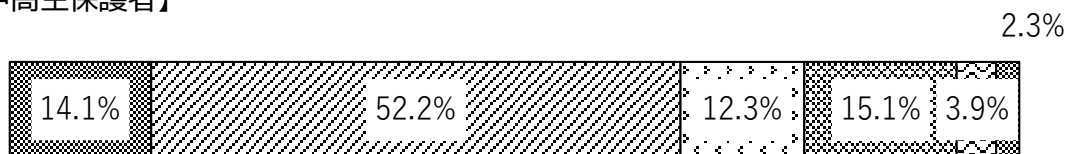


⑥子どもは、学校に通うことが楽しそうか

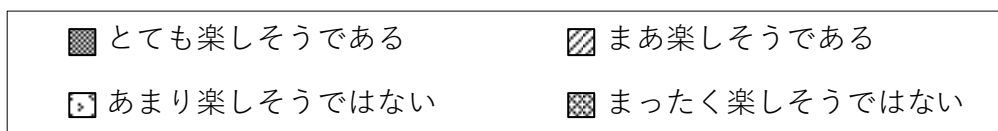
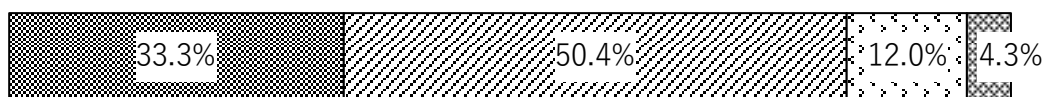
【小学生保護者】



【中高生保護者】

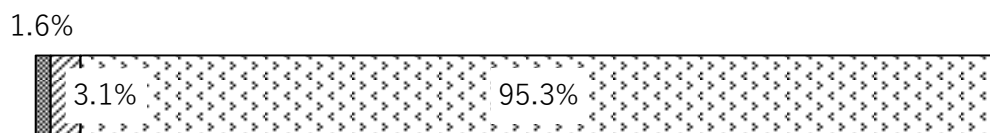


【支援制度利用者】

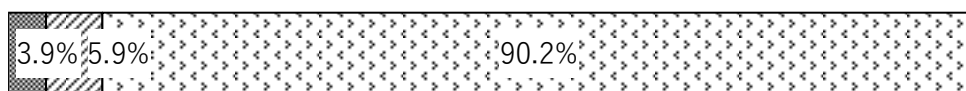


⑦子どもは、不登校の経験があるか

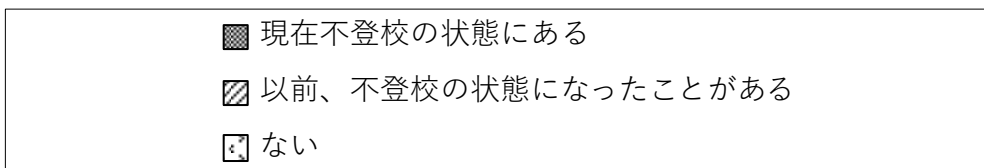
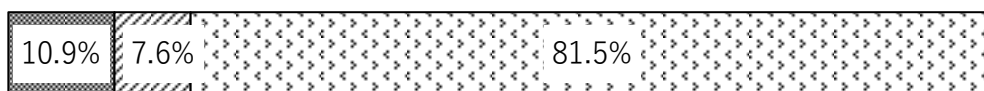
【小学生保護者】



【中高生保護者】

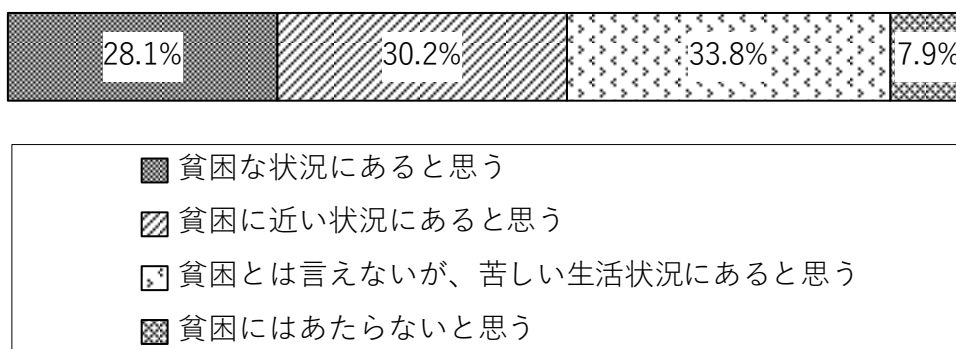


【支援制度利用者】



⑧現在、家庭は「貧困」とされる状況にあると思うか

【支援制度利用者】



#### 4. 計画策定に向けた視点

意見聴取の結果などから分かる本市の現状と課題を踏まえた上で、「こども大綱」を勘案し、こども計画の策定について意識すべき視点として、次の3つを掲げます。

##### (1) 子どものライフステージ別の支援に関する視点

本市では、子育て世代の女性の労働力率は高くなってきており、また核家族化も進んでいる中で、共働き家庭をはじめ、多様な働き方にも対応した、質の高い幼児教育・保育の充実が必要です。

また、青年期になると、仕事や家庭、自分の将来のことなど様々な悩みや不安を抱えることが多くなります。若者等が気軽に相談できる支援体制を整備するとともに、地域社会とつながりを持ちながら自立するための支援を行っていくことが必要です。

子どもは、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供していくことが重要となります。

そのためにも、全ての子どもにライフステージに応じた、適切な支援や多様な体験を提供し、健やかに育つ環境を整備していくことが大切となります。

##### (2) 全ての子どもへの支援に関する視点

小学生・中学生・高校生へのアンケート調査において、「子どもの権利のうち大切だと思うもの」では、「差別されないこと」や「命が守られ、成長できること」、「自分の考えを自由に言えること」の割合が高くなっています。

全ての子どもが健やかに育つためには、「子どもの権利」が尊重される社会の実現は重要であり、子どもたち本人が社会についての理解を深めることや、若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等様々な場において確保していくことが必要です。

また、子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期までにおける様々な遊びや学び、体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるま

での子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していくことが大切となります。

### (3) 子育て家庭への支援に関する視点

子どもの生活実態に関する調査において、「子育てする上で、気軽に相談できる人又は場所はあるか」では、若干ではありますが、「ない」と回答した人もおり、特に支援制度利用者で「ない」の割合が高くなっています。

また、安心して子どもを産むことができる環境づくりのためには、就業生活と家庭生活の両立の推進とともに、保護者が育児休業を利用しやすい職場環境の整備、家庭への経済負担軽減の支援が必要です。

そのため、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供、ひとり親家庭への支援などが求められています。

さらに、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備していくことが大切となります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本市では、平成17年度からの「亀山市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画）」の考え方を受け継ぎ、平成27年度からの第1期亀山市子ども・子育て支援事業計画、令和2年度からの第2期計画、令和7年度からの第3期計画においても『子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま』を基本理念としてきました。

この基本理念は、保護者による主体的な子育てがしやすくなるよう、地域や行政などの様々な主体が連携しながら子育て世帯を支えるとともに、子育て世帯同士が互いにつながりあうことで、子育て世帯が孤立することのないまちを目指すものであり、そうしたまち・亀山で、子どもたちは、生きる力を育みながら、心豊かに成長し、それぞれの未来へ向かって、笑顔を輝かせながら羽ばたいていくことを期待するものです。

令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された「こども基本法」は、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体として子ども施策を総合的に推進することを目的としています。同法に基づき定められた「こども大綱」を勘案し、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」や「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承しつつ、子どもの意見を尊重した子ども一人ひとりの幸せと成長を大切にする「亀山市こども計画」を策定します。子どもたちの声からは、「安心して遊べる場所がほしい」「話を聞いてほしい」「家族と一緒に過ごしたい」といった願いが寄せられました。これらの声を受け止め、母子保健や幼児教育・保育サービスの充実、居場所の確保、体験活動の充実、家庭や地域による子育て力の向上の支援などを通じて、子どもが健やかに育ち、安心して子育てできる環境を整えます。市全体で子どもを見守り、育むことで、未来を担う子ども・若者そして子育て当事者等、全ての人が笑顔で過ごせるまちづくりを進めていきます。

本計画では、これらを踏まえ、基本理念を以下のとおり定めることとします。

#### 【基本理念】

こどもまんなか 笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま

## 2. 基本目標

本計画では、基本理念の具現化に向けて、以下のとおり基本目標を定めます。

なお、これらの目標の実現に向けて、「亀山市こども家庭センター」を中心に、保健・医療・福祉・教育等の関連部署・機関との連携を図り、取り組みます。

### 基本目標1 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

母子保健や幼児教育・保育サービスの充実、居場所の確保、学校教育環境の整備、若者に対する支援に取り組み、子どもが幸せを感じながら成長していけるよう、ライフステージに応じた支援を行います。

### 基本目標2 子どもの健やかな成長を応援します

子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障するとともに、疾病、虐待や貧困、障がい等、困難を抱える子どもに対する適切な支援のほか、多様な体験と安心安全の確保に取り組み、教育と福祉の連携のもと、全ての子どもがライフステージを通じて健やかに育つ環境を整備します。

### 基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

子育てに関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立支援、家庭や地域による子育て力の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組み、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

### 3. 計画の体系

#### 【基本理念】

こどもまんなか  
笑顔が輝く  
子育て交流のまち  
かめやま

#### 【基本目標】

1  
子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

子どもの  
誕生前から  
幼児期まで

学童期・  
思春期

青年期

2  
子どもの健やかな成長を応援します

3  
保護者が安心して子育てができる環境を確保します

#### 【施策】

①子どもとその保護者等の健康支援

②子育て世帯の成長と交流の場の支援

③就学前教育・保育環境の充実

①教育環境の充実

②豊かな心と体づくり

③安心して学ぶことのできる環境づくり

①若者の家庭づくりへの支援

①子ども・若者の権利の保障

②多様な居場所の確保

③子どもの貧困対策の推進

④配慮を必要とする子ども・若者の支援の充実

⑤特別な支援・配慮が必要な家庭への支援

⑥子ども・若者の心の健康づくりと自殺対策

⑦安心して外出できる環境の整備

①妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

②地域や関係機関等における子育て支援の充実

③ワーク・ライフ・バランスの推進

④ひとり親家庭への支援

⑤子育て情報提供の充実

## 第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

(1) 子どもの誕生前から幼児期まで

### ①子どもとその保護者等の健康支援

#### 現状と課題

- 妊娠が分かった時点から、切れ目ない支援を行うため、本市では、令和6年4月から母子保健と児童福祉の両機能を一体化した「亀山市こども家庭センター」を開設し、妊娠期から子育て期までの子どもに関するあらゆる相談をワンストップで受け付け、そのニーズを的確に把握し、必要な支援や関係機関等につなぐソーシャルワーク機能の強化に努めています。今後は、健診や予防接種といった母子保健事業をはじめ、妊婦への包括相談や産後ケア事業なども含め、切れ目なく母子の健康をサポートする体制づくりの充実が求められます。
- 本市では、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に個々の発達や育児の悩みなどに対し、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行っています。また、各種健診などを通じ、発達が気になる子どもを早期支援につないでいます。今後も、連携を強化し、切れ目のない相談・支援体制の更なる充実・強化を図ることが求められます。

#### 施策の方向性

- 1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、希望者に対し、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園などの依頼に基づく巡回相談により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行います。さらに、就学に向けて支援が切れ目なくつながるよう5歳児健康診査の実施に取り組みます。
- 赤ちゃん訪問や産後ケア事業などで家庭訪問を実施し、心身のケアや相談、育児のサポートを行うとともに、子育て世帯訪問支援事業に取り組み、子育て世帯の負担感や不安感の解消に努めます。
- 妊娠届出時から赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会を捉えた相談等を通じ、養育支援の必要性を把握するとともに、早期の支援等の対応につなげます。
- 安全で安心して妊娠・出産でき、産後の育児まで途切れることなく必要な支援が提供できるよう、母子保健機能と医療機能の連携を強化し、体制整備に努めます。

- 全ての妊産婦に対し伴走型の包括的な相談支援体制を構築するとともに、こども家庭センターにおいて特に孤独感や不安感を抱く妊婦やその配偶者に対し、サポートプランを作成し、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう取り組みます。
- 子育て世帯の転入に際して、保健師などの専門職による相談対応を行うことで、子育て世帯の不安解消に努めます。
- 妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査や産後における産婦健康診査や産後ケア事業の拡充に取り組むとともに、妊娠・出産に係る精神的な面を含めた健康支援に取り組みます。
- 妊婦教室やパパママ教室を充実させ、出産に向けての知識の普及や体験の機会を提供することで、新生児の健やかな成長に向けた支援を行います。
- 乳幼児の健康保持と様々な課題の早期発見・早期対応を図るため、成長・発達に応じた乳幼児健康診査を行うとともに、未受診者の把握や健康診査後のフォローを行います。
- 子どもの健康管理や疾病予防に関する子育て世帯の不安を解消できるよう、様々な機会を通じた身近な「かかりつけ医づくり」を推進します。
- 感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種費用の助成を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及による予防接種率の向上を目指します。

## ②子育て世帯の成長と交流の場の支援

### 現状と課題

- 本市では、地域子育て支援センターをはじめ、様々な機関を通じて、家庭での子育てに役立つ情報の提供や啓発活動、講座の開催などを進めています。ネット社会である現在、子育てに関する情報は大量にあるものの、保護者が子育てに関して日ごろ悩んでいることや気になることは多岐にわたります。引き続き、より多くの保護者の悩みや不安を軽減できるよう、相談体制を充実させることが求められます。
- 子育てについては負担感や不安感も多いものの、同じような年代の子どもを持つ親同士が交流することで、それらの軽減に寄与することができます。地域子育て支援センターの利用者数も、コロナ禍の利用制限期間を経て回復傾向にあり、利用ニーズが増えてきています。一方、こうした交流、つながりを持たない保護者・家庭は、地域の中で孤立することが懸念されます。孤立を防ぐためにも、支援の必要な家庭に対し、見守り、寄り添う支援が求められます。

## 施策の方向性

- 子どもが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間10選(実践)」リーフレットなどを活用した家庭教育への支援を行います。
- ブックスタート、ファミリー読書リレーなど、本を活用した子どもの成長段階に応じた取組による親子の絆づくりを促進します。
- 公立保育所などで提供する給食の紹介、食に関する様々な情報を発信する食育だよりの配布や給食の献立の「亀山市公式LINE」での発信などにより、食に関する意識啓発を行い、家庭での食習慣づくりを促します。
- 保育所、幼稚園及び認定こども園などで日常に行われる職員への相談や、地域子育て支援センターでの相談など、保護者の集う施設をプラット・ホームとして多様な相談機関を設け、身近な子育て相談体制を充実し、その周知を行います。
- 子育て世帯が集い、ともに交流することのできる地域子育て支援センターの活動を引き続き進めるとともに、市立図書館でのサテライトの実施など、出前保育の充実を図ります。
- 地域子育て支援センターなど子育て世帯が交流する場所を活用し、共通する話題や悩みなどを持つ子育て世帯同士がつながり、交流を深められるよう、子育てサークル活動の情報提供を行います。
- 子育て世帯の抱える課題の複雑化・多様化により孤立を深めることがないよう、こども家庭センターを中心とした支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて重層的な支援が活用できるよう、関係機関との連携を図ります。

### ③就学前教育・保育環境の充実

#### 現状と課題

- 本市においても、依然として出生数と子どもの人口の減少が続いている状況ですが、低年齢児の保育ニーズは引き続き高い状況にあります。その中でも、在園中に保護者の就労状況に変化があった場合でも、転園する必要がなく、子どもが同じ環境で教育・保育を受けられる認定こども園のニーズが高まっています。本市では、令和3年2月に策定した「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」に基づき、和田保育園保育室増設事業などにより低年齢児の受入規模の拡大を行いました。今後も、こうした保育ニーズに対応していくため、長期的な予測の下で、量を確保していくことが求められます。
- 市内の保育所及び幼稚園については施設の老朽化が進んでいることから、各園への聴き取りを行いながら、必要な修繕等を進めています。一方で、地域によって子どもの人口の減

少度合いに差があり、保育ニーズにも地域的な偏りがみられます。優先順位を正確に把握した上で必要な修繕を計画的に実施することが求められます。

- 就学前教育・保育現場における人材不足は年々深刻化しています。一方で業務の負担軽減を図るべく、施設管理員の任用や現場におけるICTの活用を進めています。今後もニーズに対応し、質の高い就学前教育・保育を提供するためにも、職員の業務負担の軽減を図るとともに、亀山市定員適正化計画との整合を図りつつ、正規職員の確保を図ることが求められます。
- 子ども一人ひとりの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた適切かつ質の高い教育・保育の提供が不可欠です。本市では、保育士等への支援として訪問相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的な指導を行うなど、園における指導力の向上を図っています。また、「亀山市保幼認共通カリキュラム」、「亀山市保幼認小接続カリキュラム（架け橋プログラム）」を活用し、保幼認小間の交流の機会を持ち、段差の少ない小学校への就学につなげています。
- 本市が有する歴史や自然等の豊かな地域資源の中で、加太保育園における野外体験保育をはじめ全園において地域資源を生かした体験活動を実施しており、今後も、「亀山らしさ」を生かした活動が求められます。
- 就学前教育・保育においては、子どもと直接ふれあう職員の質の向上が不可欠です。このため、計画的な外部研修を実施するとともに、教育委員会と福祉部門を兼務する職員及び幼児教育推進員を配置し、園内の研修の充実及び、定期的巡回指導による指導力の強化に努めています。今後も、継続した取組によって、職員のスキルアップを図ることが求められます。
- 様々な働き方に対応し、保育ニーズも多様化しています。本市では、私立保育所で休日保育や病児保育を行っています。休日保育のニーズはやや減少傾向にありますが、病児保育へのニーズは高まっています。今後は、こうしたニーズに対応するため、必要な事業の実施を検討していくことが求められます。

#### 施策の方向性

- 子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズの変化に留意し、公立幼稚園及び保育所の統廃合による認定こども園を基本とした再編を進めます。
- 公立保育所、幼稚園、認定こども園について、子どもが安全・安心に過ごすことができるよう、空調、トイレのドライ化等の環境改善のための適切な改修等を行うとともに、施設の充実を図るための整備に努めます。

- 利用意向の上昇傾向が続く3歳未満の低年齢児について、既存施設や民間機能を活用し、受入規模の強化を図ります。
- 亀山市定員適正化計画との整合を図りつつ、公立保育所、幼稚園及び認定こども園における保育士等の専門職について、計画的な正規化の推進を図ります。
- 子どもを適切に受け入れることができるよう、幼児教育・保育を支える必要な人員配置を図ることで、適切な受入体制の確保を図ります。
- 市が利用調整を行う民間保育所等について、低年齢児の安定的な受入規模の確保を図るための保育士確保への支援を引き続き検討します。
- 保育士等の業務負担の軽減を図り、幼児教育・保育の質の向上を図るため、ICTを活用した業務改善を充実するとともに、保育士等の業務負担を支えるサポート職の配置を検討します。
- 子ども一人ひとりの発達の状況や個性を尊重し、一人ひとりに丁寧に向き合う幼児教育・保育の提供に努めます。
- 「亀山市保幼認共通カリキュラム」や「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用し、関係機関との連携による切れ目のない一貫した就学前の教育・保育の提供に努めるとともに、小学校を核とした保育所、幼稚園及び認定こども園との交流活動を充実することで、スムーズな小学校への就学につなげます。
- より良い教育・保育の提供を行うことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園での自己評価の仕組みづくりを検討します。
- 保育所、幼稚園及び認定こども園において、安全計画に基づく施設や園外環境の安全点検、災害時の避難訓練の実施により、子どもの活動における安全確保のための取組を行います。
- 幼児教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。
- 子どもが地域の人々と交流しつつ、保育所、幼稚園及び認定こども園を取り巻く豊かな自然、歴史資源を身近に感じながら豊かな体験ができる活動に継続的に取り組みます。
- 子どもの健全な発達のため、給食関係者が情報交換を行い、地産地消に努めるとともに、バランスの取れた季節感のあるおいしい給食の提供に努めます。
- 子どもの成長段階に合わせた4段階の離乳食や一人ひとりの状況に配慮したアレルギー除去・代替食の提供に努めます。
- 保・幼・認・小が連携し、幼児教育・保育研修会を行うほか、研修の機会を確保するなど、明確な目的を持った計画的な研修を実施します。

○OCLM(チェック・リスト・in三重)を有効に活用して保育士等への支援体制を充実させ、個々の子どもに向き合った支援力の強化を図ります。

○教職員指導員の配置により園内研修の充実を図り、幼児教育推進員とともに、定期的巡回指導によって保育に関するアドバイス等の機会を増やすことにより、保育の質の向上及び指導力の強化に努めます。

○休日保育について、今後のニーズを把握し、実施体制の確保に努めます。

○病児・病後児保育の実施に向けて、具体的かつ実現可能な手法の検討を行い、事業の早期実現を目指します。

## (2) 学童期・思春期

### ①教育環境の充実

#### 現状と課題

- 学校教育を取り巻く環境は、全国的に少子化による児童生徒数の減少や学校施設の老朽化等に起因する課題が顕在化しています。すべての子どもに安全・快適に学習・教育活動を行える環境を整え、質の高い教育と支援を提供することが求められます。
- 本市では、就学援助対象家庭に対する学習支援を実施するほか、NPO団体による学習支援が行われています。今後も、継続した取組を進めていくことが求められます。

#### 施策の方向性

- 外国につながる子どものいる家庭において、小学校での生活や学習の仕方等、学校の仕組みについて学ぶ機会を提供するとともに、中学校においては、進学等の進路選択の幅を広げ、多様な学びの機会が得られるよう取り組みます。
- 日本語指導拠点校を指定し、通訳や外国人児童生徒教育支援員を配置することで円滑な学習支援や保護者支援に努めます。
- 就学前教育・保育とつながりのある小学校教育が展開されるよう、亀山市保幼認小接続カリキュラムの実践を図ります。
- ファミリー読書リレーの実施や、市立図書館との連携によるかめやま電子図書館の活用により、子どもの読書習慣づくりを推進します。
- 全ての子どもの学力保障がなされるよう、対象者のニーズを把握しながら学習支援事業の充実を図ります。
- GIGAスクール構想等に基づき整備されたICT環境の維持、機器の更新等を行い、学校教育活動の質の向上につなげます。

○児童生徒が安全・快適に学習・教育活動を行えるよう、亀山市学校施設等長寿命化計画に基づく適切な施設改修及び特別教室や体育館の空調設備の計画的な整備や検討を進めます。

○一人ひとりの自己肯定感の向上と確かな学力の定着に向け、AI型教材の活用を図ります。

## ②豊かな心と体づくり

### 現状と課題

- 子どもにとってスポーツに親しむ機会や豊かな想像力や感性を育む機会は、その成長過程において重要であることから、その提供体制の整備を進める必要があります。また、学校においては、学校給食の安全・安心かつ安定的な提供など、生活環境の充実を進める必要があります。

### 施策の方向性

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用しながら、学校や教育支援センターを中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。
- 学校給食の調理体制を継続的に確保し、食物アレルギーを持つ児童生徒にも対応した安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消等による食育を推進します。
- 誰もが身近にスポーツに取り組めるよう、家庭、学校、地域、スポーツ団体と連携し、スポーツに親しむ環境づくりに取り組むとともに、スポーツ競技力の向上を目指し、ジュニア世代を含めた競技者の全国大会等への出場を支援することにより、ジュニアスポーツの活性化を図ります。
- 部活動の地域展開等により地域のクラブ活動団体等と連携することで活動環境を確保します。
- 市文化会館を基点とした学校へのアウトリーチ活動等により、子どもの豊かな創造力や感性を育むため、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

## ③安心して学ぶことのできる環境づくり

### 現状と課題

- 市内の全ての小中学校では「地域とともにある学校づくり」を推進しています。また、地域による見守り活動や青少年団体の取組も継続されていることから、引き続き、地域全体で子どもを育む文化の醸成が必要です。

## 施策の方向性

- 学校運営協議会の取組を通じて保護者や地域住民の学校運営への参画や特色ある学校づくりを進め、学校と地域が連携・協働する学校運営体制を強化し、地域に信頼される学校の実現を目指します。
- 家庭、学校、地域において、青少年が安全かつ心豊かに成長できる社会環境づくりに取り組み、青少年の健全育成を図ります。
- 人権教育の推進といじめや問題行動の未然防止の取組や早期対応により、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる環境を確保します。

### (3) 青年期

#### ①若者の家庭づくりへの支援

## 現状と課題

- 子どもが亀山市に愛着を持ち、将来にわたり住み続けるためには、若者の家庭づくりへの支援が必要であることから、若者の地元企業等への就業を促進するとともに、性別を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進が求められます。

## 施策の方向性

- 将来の健やかな妊娠や出産につなげるため、早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送れるよう、性別を問わずプレコンセプションケアを推進します。
- 若年者が市内企業に就職し、働き続けたいと思えるよう、市内企業や学校等と連携し、企業を支える人材の確保を図ります。

## 基本目標2 子どもの健やかな成長を応援します

### ①子ども・若者の権利の保障

#### 現状と課題

- 子どもは人格を持った一人の人間であり、その意見や行動を尊重することが大切です。令和5年4月に施行された「こども基本法」は、その理念の最初で「全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」を謳っています。次代を担う子どもたちが、将来にわたって幸福な生活を送れるよう、その基本となる人権意識を高めていくことが求められます。
- 子ども・若者は、未来を担う存在であるとともに、乳幼児から生まれながらに権利の主体です。その視点を主流化し、権利を基盤とした施策を推進することが必要です。また、子ども・若者が意見を形成し、表明し、社会に参画できるよう、その環境を作ることが求められます。

#### 施策の方向性

- オレンジリボン運動などを通じた、子どもの人権に関する市民と地域の役割意識の醸成を図ります。
- 子どもに関わる園などの職員への研修や人権出前講座の開催など、様々な場面において人権意識の醸成を図るとともに、互いに支えあいながら生活する「共生」の意識づくりに努めます。
- こどもの権利条約等こどもの権利に対する理解や啓発に取り組むとともに、保育所等関係、学校関係の代表者や人権に関わる団体の代表者、市の関係部局等が連携し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組みます。
- 子ども・若者の状況やニーズを把握し、社会づくりに参画できる機会を保障するため、安心して意見を伝えることができる場や機会の創出を図ります。

### ②多様な居場所の確保

#### 現状と課題

- 子どもは「地域の宝」とされ、地域の未来を担う大切な存在です。しかしながら、地域との関係が希薄な子どもや子育て世帯が増加しています。本市では、各地域の特性を生かしながら、地域ごとに子どもを見守り、育成する取組が進められています。特に、放課後子ども教室は、高齢者との世代間交流を通じて、子どもの育ちを促しつつ、郷土意識を高める取組につながっています。今後も、地域の中で子どもが安心して過ごし、健全な育ちにつながるよう、地域の大人の意識を高め、活動を充実させていくことが求められます。

- 保育所や放課後児童クラブは、親の就労を支える保育サービスであるという面がある一方、子どもにとっては生活の場であり、居場所であるという面もあります。特に、学童期の居場所については、子どもが友だち関係を深める場でもあり、地域社会の中で見守り、育まれる場でもあります。全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取り組む必要があります。

#### 施策の方向性

- 地域のコミュニティなどの身近な場所において、様々な世代がふれあう交流や、子どもと子育て世帯が地域行事を通じて地域の伝統文化などに気付く機会づくりを促進します。
- 児童健全育成活動の拠点となる児童センターを更に利用しやすい施設とするため、ニーズに合わせた活動の実施や施設の整備を進めます。
- 対面でのコミュニケーションや外出が難しく、生きづらさを抱える人と社会とのつながりづくりに向け、個人を特定されず参加できるオンラインの居場所・相談の機会を提供します。
- 学校内に不登校、不登校傾向にある児童生徒のための居場所をつくり、多様な学びを保障するなど、不登校児童生徒への校内支援体制の整備を図ります。
- 保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生が放課後を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受入機能及び夏休みなど長期休業時の居場所を確保するとともに、放課後児童クラブについて安全・安心に過ごすことができる場所としての施設整備に取り組みます。
- 子どもが放課後を豊かに過ごすことができるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を強化するとともに、各地域のニーズや特性に合わせて放課後児童クラブの特徴を生かした付加価値づくりと連携方策を検討します。
- 支援を必要とする子どもの個々の状況に応じた発達支援を行い、安全・安心に自分らしく過ごすことができるよう、放課後等デイサービス事業などによる居場所を確保します。

### ③子どもの貧困対策の推進

#### 現状と課題

- 経済的・文化的な貧困により自立的な生活を送れない家庭に対しては、生活面、学習面、保護者の就労支援の面など、多面的な支援を複合的に提供し、自立支援へとつなげる取組を行っています。支援制度利用者からは、子ども食堂を利用したいとする声は多く、支援

が必要な家庭に対する継続的かつ伴走的な支援が求められます。

#### 施策の方向性

○経済的・文化的な貧困家庭への食の支援と食育活動の促進を図るため、子ども食堂の役割を担う団体の活動支援を行うとともに、支援が必要な子どもが食堂につながるよう支援します。

#### ④配慮を必要とする子ども・若者の支援の充実

#### 現状と課題

- 障がいのある子どもの教育・保育を充実させるため、必要な介助員等を配置するとともに、医療的ケア児の入所に当たっては看護師を適切に配置し、対応しています。今後も、切れ目なく子どもを教育・保育していくため、専門職による支援体制や連携強化を図ることが求められます。
- 特別な支援が必要な子どもに対しては、集団への適応や個別のニーズに対応できるよう、相談事業を行っています。療育事業としては、一人ひとりの特性や発達段階に合わせた目標や内容を考え、運動や遊びを中心に発達を促す課題を取り入れています。障がいのある子どもへの支援は、就学前教育・保育施設や学校のみならず、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ、更には卒業後も見据えた支援が必要であることから、切れ目のない支援のために、こうした機関との連携の下で支援体制を充実させていくことが求められます。

#### 施策の方向性

- 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる保育所、幼稚園、認定こども園及び学校において、一人ひとりの子どもの発達状況に応じ、専門的な判断に基づき、必要な加配職員の配置に努めます。
- 医療的ケア実施ガイドラインに基づき、就園・就学前から関係機関と連携し円滑に受入れを行うとともに、必要な職員の確保に努め、一人ひとりに応じた環境を整えます。
- 保育士等への支援として、引き続き訪問相談を行い、介助員への研修機会を確保し、支援に関わる職員の資質向上に努めます。
- 園や学校の職員が、子どもの発達の状況に対し正しい理解を深め、子どもへの適切な対応ができるよう、資質と専門性の向上を図る研修会を開催します。
- 教育と福祉を兼務する教職員（指導主事）を配置することで、保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校への就学が円滑に進むよう、相互の連携を図ります。

- 子ども一人ひとりの発達状況を保護者が記録・管理するサポートブック「にじいろのーと」を有効に活用し、園や学校への就園、就学、進学、就労などの転機における関係機関の情報共有を図ります。
- 通級指導教室、特別支援学級それぞれの学びの場において、保護者と情報共有し、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等に基づいた指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮の提供に努めます。
- 集団生活を送る上で支援が必要な子どもに対し、専門家による育ち相談や発達検査を行い保護者の相談に応じるとともに、児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等と連携し、児童発達支援体制の整備、充実を図ります。
- 支援を必要とする障がいのある子どもが、放課後等デイサービス等を利用できるよう、事業所への働きかけを行います。
- 障がいのある子どもが学校を卒業後に、就労や社会への参画ができるよう、関係機関と連携した事業所への働きかけなど就労支援を充実させます。

#### ⑤特別な支援・配慮が必要な家庭への支援

##### 現状と課題

- 全国的には児童虐待の事案が後を絶たず、件数も年々増加しています。本市においては、虐待が疑われる場合に要保護児童等・DV対策地域協議会においてケース会議を開催し対応しており、令和2年度以降は、件数が減少する傾向にありますが、児童虐待の背景は複雑化・多様化しています。今後も、虐待につながるおそれのある育児不安などの要因を解消し、また、孤立を防ぐべく、支援の必要な家庭を発見するとともに、市民全体に対する意識醸成を図ることが求められます。
- 子育て家庭を取り巻く課題は、他の福祉課題と同様、複雑化する傾向にある中で、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。また、本市には外国につながる子どもを持つ家庭が多く、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みを抱えていることが考えられます。こうした様々な課題に対して、一人ひとりの子どもとその保護者に対し、寄り添う支援が求められます。

## 施策の方向性

- 臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフを配置したこども家庭センターを核に、配慮を必要とする子どもとその保護者や園、学校、医療機関などの関係機関と連携し、情報共有などの支援体制を確保するとともに、職員の専門性の向上に努めます。
- 亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を中心に、医療機関や園、学校など関係機関との情報共有を図るとともに、要支援・要保護児童のいる家庭への早期からの適切なアプローチに取り組みます。
- 様々な課題が複雑化・多様化する児童虐待に対応できるよう、計画的な研修参加等を通じて子ども総合相談に関わる専門スタッフの専門性の向上を図ります。
- ヤングケアラーの実態把握を継続して実施するとともに、支援を必要とする子どもに対する相談・支援の機会を拡充します。
- 児童虐待に関する研修会や広報など様々な機会を通じて市民の理解と意識醸成を図ります。
- 要支援・要保護児童のいる家庭や、家事・育児等に不安を抱える子育て家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業等による家庭支援を行います。
- 自立的な生活を送ることができるよう、ハローワークとの連携による保護者の就労支援を充実させます。

## ⑥子ども・若者の心の健康づくりと自殺対策

### 現状と課題

- 社会全体のつながりが希薄化している中で、子どもが困った時に悩みをひとりで抱え込まないよう、相談体制や見守り体制が求められています。

### 施策の方向性

- 不登校や引きこもり等、生きづらさを抱える青少年の自立支援を行うため、関係機関と連絡調整を行い、福祉と教育との連携を密にし、青少年に対するきめ細かな支援を継続します。
- こころの悩みやメンタルヘルスに関する意識啓発を図るとともに、三重県と連携した心のサポーター育成など見守り体制づくりに取り組みます。

## ⑦安心して外出できる環境の整備

### 現状と課題

- SNSの普及や犯罪の多様化により、子どもを取り巻く危険は多様化しています。引き続き、地域全体の見守り体制を構築するため、各地域の関係団体の連携を図るとともに、公園施設を安心して快適に利用できる環境づくりを進める必要があります。

### 施策の方向性

- 地域全体での見守りを担うための人材育成や、子どもに関わる市民・団体の資質向上に取り組むとともに、地域の見守り活動を強化し、子どもたちが安心して外出できる環境を整備します。
- 既存の都市公園の維持管理を基本としつつ、地域のニーズに応じた公園の整備を行うことにより、子どもたちが安心して過ごすことのできる環境づくりに努めます。

## 基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

### ①妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

#### 現状と課題

- 経済的に困窮している家庭に対しては、様々な支援制度があります。本市でも生活困窮者支援事業の中で給付金の支給などを行っています。しかし、奨学金制度について、認知度は高まっているものの依然として「知らない」人も多くいます。経済的な困窮や文化的な貧困に関わる課題のある子育て世帯を適切な支援につなげる必要があります。
- 生活困窮に関する支援は様々な制度があるものの、十分に認知されていない現状があります。こうした世帯の特性として、社会的な関わりが少なく、情報を得る経路が限られることが挙げられることから、今後は、アウトリーチなどによって制度の周知を進めることが求められます。
- 妊娠・出産への希望を持ちながらも、様々な問題からそれが叶わなかったり、不育症に悩んだりするケースがあります。本市では、不妊・不育症治療などに対する正しい知識の普及を図るとともに、不妊・不育症治療費の一部助成を実施しています。

#### 施策の方向性

- 障害児福祉手当などの諸制度に基づく給付及び心身障がい者医療費助成などを行うとともに、制度の分かりやすい説明やスムーズな案内ができる体制を整え、障がいのある子どもを持つ世帯の経済的な負担の軽減を図ります。
- 課題を抱える子育て家庭の自立支援に向け、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施しながら、生活の困り事や家計状況の整理、就労に向けた準備支援等により一体的に支援する生活困窮者自立支援事業の充実を図ります。
- 児童扶養手当などの制度に基づく給付や、ひとり親家庭等への医療費助成制度など、経済的な困窮家庭に対する福祉、教育などに関する支援策を継続するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減する支援策の検討を行います。
- 子ども医療費助成などの経済的支援制度について、国や近隣市町の動向を注視しつつ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、これらの支援制度の利用促進及び利便性の向上を図りながら、児童に対する手当の支給や妊婦のための支援を行います。
- 不妊・不育症等に対する経済的負担の軽減を図るため、県の助成に加え治療費の一部を助成します。
- 学齢期を経過した若者の学力保障がなされるよう、経済的理由によって就学が困難と認められる者に対し、県立夜間中学への就学支援を行います。

## ②地域や関係機関等における子育て支援の充実

### 現状と課題

- 今や子育ては親だけが担うのは難しく、地域社会が子育て世帯を支えることが重要です。本市では、ファミリー・サポート・センターにおける子育て支援員をはじめ、不登校や不登校傾向にある児童生徒を持つ保護者を支援する民間団体や様々な子育てボランティアが子育て世帯を支援しています。今後も引き続き、子育てに関わる多様な主体の活動を促すとともに、新たな子育て支援を行うことが求められます。
- 子育て世帯の経済的な困窮は、社会的な孤立によって増幅するおそれをはらんでいます。経済的・文化的な貧困にかかわらず、地域との関わりは希薄化しています。本市では、課題を抱える世帯をコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）につなげるための「つながるシート」を活用し、包括的な相談支援体制を展開しています。今後も、必要な人を必要な支援につなげるネットワークの強化が求められます。

### 施策の方向性

- 保育所、幼稚園及び認定こども園などの施設では補いきれない細やかな子育て世帯へのサポートを担うファミリー・サポート・センターの周知や利用促進などの必要な支援を行います。
- 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設のあり方を検討し、認可施設への移行など、適切な保育の提供に向けた支援を行います。
- 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）について、ニーズに応じた実施体制の確保に努めます。
- 不登校、不登校傾向にある児童生徒を持つ保護者への支援として、教育支援センターを中心とした相談機会の拡充と情報提供に取り組みます。
- ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助事業の利用促進を図ることで、多胎児や年齢の近いきょうだいを抱える子育て世帯の負担軽減につなげます。
- 子育て支援員研修や中央公民館講座等を通じて、地域の人々など子育て世帯の周りで子育てを支えることのできる人材育成に努めるとともに、人材の活用に取り組みます。
- 子どもや子育て世帯の抱える課題に対し適切に対応することができるよう、園や学校、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域の人々など、子育てに関わる多様な主体の連携の強化を図ります。
- レスパイト利用も可能とした、子育て短期支援事業の拡充に向けて児童養護施設などの協力機関との連携を図ります。

- 子どもや子育て世帯が地域の歴史や伝統文化、自然やスポーツにふれる機会の充実を図るため、様々な情報発信をするとともに、中央公民館講座を継続して実施します。
- 青少年総合支援センターを核とした関係団体、関係機関との連携の下、地域社会全体で子どもたちの安全・安心を見守る意識の醸成に努めるとともに、市民と行政が一体的に進めるパトロールや通学時の見守り活動等の充実を図ります。
- 地域で潜在化している課題を抱える子育て家庭について、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員をはじめ、地域・関係機関との多機関連携による支援が提供できるよう、複合課題相談支援「つながるシート」を活用した包括的な相談支援を行います。
- 経済的な困窮のみならず、文化的な貧困も含めた家庭に対し、関係機関と連携し、生活自立を支援します。

### ③ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 現状と課題

- 子育て世帯にとって、子育てと仕事の両立を図ることは必要不可欠な課題です。令和4年4月から施行された「改正育児・介護休業法」では、特に男性の育休取得に向けた企業側の支援が義務化され、両立支援に向けた取組が進みました。一方で、まだまだ社会的な長時間労働の慣習が抜けず、子育てが一方に偏るといった状況もあります。子育ては、男女ともに行うという気運が高まる中、企業や地域社会に対し、意識啓発を進めていくことが求められます。

#### 施策の方向性

- 就労等により保護者がいない家庭の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から全小学校区での放課後子ども教室を継続し、地域の教育力を生かして内容の充実を図ります。
- 待機児童の解消を目指し、低年齢児童の受入規模の拡充を図るとともに、小学校入学時における保育の隙間を生じさせない受入体制づくりを進めます。
- 保護者の多様な働き方や、様々な保育需要に対応できるよう、利用ニーズを適切に把握しつつ、休日保育を実施するとともに、病児・病後児保育の実施に向けた体制整備を進めます。
- 子育て世帯が就労しながら協力して子育てを行えるよう、企業等において、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進を図るため、育児等に対応するための柔軟な働き方の導入等に関して企業等に働きかけを行います。

○パパママ教室やパパとあそぼうなどのイベントを充実させ、男女がともに育児に参画することの重要性を周知・啓発します。

○マタニティ・ハラスメント等が発生しないよう、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、正しい知識の共有、啓発を行います。

#### ④ひとり親家庭への支援

##### 現状と課題

- ひとり親家庭は多様な生活課題や不安を抱えていることから、様々な制度に関する情報提供や相談体制の整備など、自立した生活基盤づくりへの支援が必要です。

##### 施策の方向性

○ひとり親世帯等に関する様々な制度改正等に迅速に対応しつつ、情報提供や相談機能を重層化するとともに、ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助機能の活用を促します。

○ひとり親家庭等が資格等の取得によって安定的な職業に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度の積極的な活用を促しつつ職業訓練等の機会の充実を図ります。

○ひとり親家庭等の経済的自立と子どもの福祉増進を図るため、三重県母子父子寡婦福祉資金制度等の相談や支援などを行います。

#### ⑤子育て情報提供の充実

##### 現状と課題

- 出産・子育てについて、初産の場合は特に不安が付きまとうものです。そうした不安や悩みの相談に応じつつ、適切な情報提供をすべく、赤ちゃん訪問や育児相談、各種教室を開催しています。妊娠・出産等を通じて、子育てを家族で協力して行うきっかけづくりに向けて、引き続き、情報を提供し、意識を高めていくことが求められます。

##### 施策の方向性

○「亀山市公式LINE」を活用した子育てに関する多様な情報発信を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。

○外国につながる子どものいる家庭に対し、様々な行政サービスや諸制度についての周知を図るため、インターネット等を用いて情報提供の充実に努めます。

- 経済的・文化的な貧困による支援が必要な子どもや家庭に対する制度の周知を行うとともに、多様な媒体を活用した情報発信を行います。
- 離乳食教室などの各種教室や育児相談などを通じて様々な情報提供を行うとともに、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施することで、個々のニーズに応じた支援や情報提供を行います。
- 乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、適切な応急処置に関する情報提供に努めます。
- 限られた医療資源を有効に活用するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、みえ子ども医療ダイヤルや、救急医療情報システム（医療ネットみえ）の活用に向けた情報提供に努めます。
- 不妊・不育症治療などに対する正しい理解を広めていくため、様々な機会を通じた情報発信と意識啓発に努めます。

## 第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

### 1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本計画においては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域という。）」を設定して、その区域ごとに、5年間の教育・保育及び子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」を定めます。

本市では、原則として市域全体を1区域として「量の見込み」と「確保の内容」を定めませんが、放課後児童健全育成事業のみ3つの中学校区を提供区域とします。

この区域の設定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設や事業の利用を制限されるものではありません。

なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。

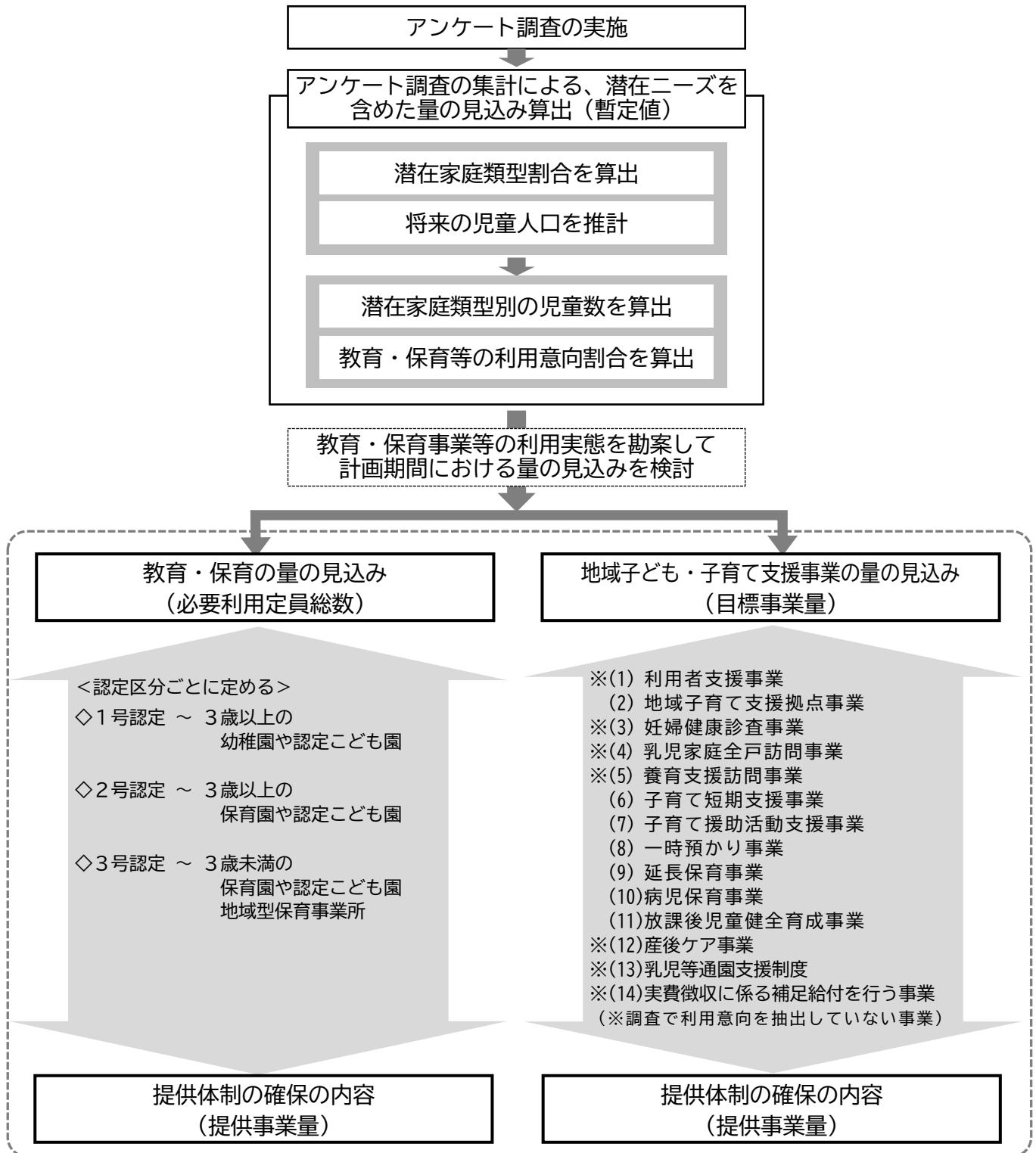
対象施設及び事業名		区域の設定
教育・保育	保育園、幼稚園、認定こども園	市全域
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	市全域
	(2) 地域子育て支援拠点事業	市全域
	(3) 妊婦健康診査事業	市全域
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域
	(6) 子育て短期支援事業	市全域
	(7) 子育て援助活動支援事業	市全域
	(8) 一時預かり事業	市全域
	(9) 延長保育事業	市全域
	(10) 病児保育事業	市全域
	(11) 放課後児童健全育成事業	中学校区
	(12) 産後ケア事業	市全域
	(13) 乳児等通園支援制度	市全域
	(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域

## 2. 必要利用数の見込みの算出

### (1) 算出の手順

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」と「確保の内容」を定めることになっています。

本計画においては、次の要領で「量の見込み」と「確保の内容」を設定します。



(2) 計画期間中の子ども数の推計

第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間における子どもの人口については、令和2年から令和6年までの毎年4月1日現在の住民基本台帳人口を元に、コーホート変化率法によって次のとおり推計します。

なお、0歳児人口については、大きく減少した令和5年の影響を排除して推計しています。

(人)

総数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	実績値					推計値				
0歳	342	359	361	263	303	330	328	324	322	319
1歳	420	361	371	366	294	321	349	347	343	341
2歳	409	428	372	366	380	300	327	355	353	349
3歳	454	410	432	368	362	379	299	326	354	352
4歳	457	456	414	433	378	366	383	302	330	358
5歳	483	461	459	413	441	381	369	386	304	333
0～5歳計	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	2,077	2,055	2,040	2,006	2,052
比率	5.2%	5.0%	4.9%	4.5%	4.4%	4.2%	4.2%	4.2%	4.1%	4.2%
6歳	468	488	471	451	416	444	384	372	389	305
7歳	487	473	491	469	451	418	446	385	374	391
8歳	478	498	476	494	467	454	421	449	388	377
9歳	519	477	504	472	491	466	454	421	448	388
10歳	509	521	474	501	471	490	465	453	420	447
11歳	484	513	526	477	504	474	494	469	456	423
6～11歳計	2,945	2,970	2,942	2,864	2,800	2,746	2,664	2,549	2,475	2,331
比率	5.9%	6.0%	5.9%	5.8%	5.7%	5.6%	5.4%	5.2%	5.1%	4.8%
全年齢計	49,553	49,530	49,463	49,292	49,177	49,078	48,976	48,850	48,711	48,558

### (3) 潜在家庭類型別の子どもの割合の算出

各事業の「量の見込み」については、家庭類型別に子どもの数を出し、家庭類型別の利用意向率を掛け合わせて算出します。これは、例えば、両親ともフルタイムの家庭と、どちらか一方の親が家事専業である家庭とでは、保育その他の事業のニーズも異なり、事業によっては利用対象外となるためです。

家庭類型は、将来の就労希望も含めた「潜在家庭類型」を用いることとし、その区分は次のとおりです。

家族類型タイプ	父母の有無と就労状況による区分
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（原則月 45 時間以上）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（原則月 45 時間未満）
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム（原則月 45 時間以上）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（原則月 45 時間未満）
タイプF	無職×無職

アンケート調査結果に基づき、子どもの年齢ごとに潜在家庭類型ごとの割合を算出すると次のとおりとなります。

	就学前 (0～5歳)					小学生 (1～6年)
	0歳	1歳	2歳	3～5歳		
タイプA	6.5% (6.5%)	6.3% (6.1%)	4.6% (4.6%)	8.1% (8.1%)	6.5% (6.5%)	9.6% (9.5%)
タイプB	42.5% (38.3%)	55.6% (52.7%)	50.0% (45.1%)	37.8% (34.2%)	38.2% (33.6%)	35.1% (32.1%)
タイプC	29.7% (30.2%)	20.1% (18.2%)	32.2% (33.3%)	33.8% (33.6%)	30.4% (31.7%)	19.7% (22.4%)
タイプC'	6.4% (6.2%)	2.1% (2.0%)	2.6% (2.0%)	7.4% (6.7%)	8.4% (8.3%)	23.7% (22.0%)
タイプD	14.8% (18.7%)	16.0% (20.9%)	9.9% (14.4%)	12.8% (17.4%)	16.4% (19.7%)	12.0% (13.9%)
タイプE	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.7% (0.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
タイプE'	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
タイプF	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.2%)	0.0% (0.0%)

( ) 内はアンケート結果に基づく現状家庭類型の割合

#### (4) 保育利用率の設定

年齢別の保育利用率について、次のとおり設定します。

##### ① 0歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	330	328	324	322	319
利用児童数（人）	149	148	146	145	144
保育利用率	45.2%	45.1%	45.1%	45.0%	45.1%

##### ② 1歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	321	349	347	343	341
利用児童数（人）	174	189	188	186	185
保育利用率	54.2%	54.2%	54.2%	54.2%	54.3%

##### ③ 2歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	300	327	355	353	349
利用児童数（人）	209	227	247	245	243
保育利用率	69.7%	69.4%	69.6%	69.4%	69.6%

##### ④ 3歳以上児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	1,126	1,051	1,014	988	1,043
利用児童数（人）	1,109	1,035	999	972	1,027
教育利用	411	383	370	360	380
保育利用	698	652	629	612	647
施設利用率	98.5%	98.5%	98.5%	98.4%	98.5%
教育利用率	36.5%	36.4%	36.5%	36.4%	36.4%
保育利用率	62.0%	62.0%	62.0%	61.9%	62.0%

### 3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容

#### (1) 1号認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園が提供する教育を希望する場合の認定区分です。主な利用施設は、幼稚園、認定こども園（教育利用）です。

#### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	411	383	370	360	380
1号認定（幼稚園型）	267	249	240	234	247
2号認定（幼稚園希望）	144	134	130	126	133
確保の内容②	674	539	489	489	439
幼稚園	380	245	195	195	130
認定こども園	294	294	294	294	309
②－①	263	156	119	129	59

(参考)

純粋な1号認定①'	267	249	240	234	247
②－①'	407	290	249	255	192

(施設数の想定)

市内の施設数（か所）	8	8	7	7	7
幼稚園	4	4	3	3	2
認定こども園	4	4	4	4	5

#### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入れが可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どものうち、教育利用を希望する子どもについては、1号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保します。

一方で、1号認定子どもの必要利用数は確保の内容に比べて大きく余裕がある状況となっていることから、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めるとともに、令和8年度から段階的に定員の削減を行います。

一方で、子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズを踏まえ、認定こども園の整備の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育の提供に当たっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

## (2) 2号認定

子どもが満3歳以上で、就労等によって保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。主な利用施設は、保育所、認定こども園（保育利用）ですが、一時預かり事業（預かり保育）を実施する幼稚園の利用も想定します。

### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	698	652	629	612	647
確保の内容②	939	939	939	939	999
保育所	642	642	642	642	642
認定こども園	297	297	297	297	357
②-①	241	287	310	327	352

(参考)

必要利用数の見込み①' = ①+③	842	786	759	738	780
2号認定（幼稚園希望）③	144	134	130	126	133
②-①'	97	153	180	201	219

(施設数の想定)

市内の施設数（か所）	15	15	15	15	16
保育所	11	11	11	11	11
認定こども園	4	4	4	4	5

### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入れが可能となっており、必要利用数は、確保の内容に比べて余裕がある状況となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どものうち、教育利用を希望する子どもが幼稚園から保育所等へ移行する場合についても、受入れが可能と考えられます。

このような状況を踏まえ、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めるとともに、認定こども園の整備の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する保育の提供に当たっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

### (3) 3号認定

子どもが3歳未満で、就労等によって保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。  
 主な利用施設は、保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業です。

#### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

#### ① 0歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	149	148	146	145	144
確保の内容②	87	87	87	87	144
特定教育・保育施設	77	77	77	77	123
保育所	47	47	47	47	75
認定こども園	30	30	30	30	48
家庭的保育事業(小規模保育)	6	6	6	6	12
認可外保育施設	4	4	4	4	9
②-①	△62	△61	△59	△58	0

#### ② 1歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	174	189	188	186	185
確保の内容②	176	176	176	176	220
特定教育・保育施設	157	157	157	157	191
保育所	112	112	112	112	119
認定こども園	45	45	45	45	72
家庭的保育事業(小規模保育)	11	11	11	11	17
認可外保育施設	8	8	8	8	12
②-①	2	△13	△12	△10	35

#### ③ 2歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	209	227	247	245	243
確保の内容②	247	247	247	247	278
特定教育・保育施設	219	219	219	219	244
保育所	152	152	152	152	152
認定こども園	67	67	67	67	92
家庭的保育事業(小規模保育)	13	13	13	13	19
認可外保育施設	15	15	15	15	15
②-①	38	20	0	2	35

(再掲) 0～2歳児計

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	532	564	581	576	572
確保の内容②	510	510	510	510	642
特定教育・保育施設	453	453	453	453	558
保育所	311	311	311	311	346
認定こども園	142	142	142	142	212
家庭的保育事業(小規模保育)	30	30	30	30	48
認可外保育施設	27	27	27	27	36
②-①	△22	△54	△71	△66	70

(施設数の想定)

市内の施設数(か所)	19	19	19	19	21
特定教育・保育施設	15	15	15	15	16
保育所	11	11	11	11	11
認定こども園	4	4	4	4	5
家庭的保育事業(小規模保育)	2	2	2	2	3
認可外保育施設	2	2	2	2	2

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、0歳児及び1歳児については、必要利用数の見込みに対し、確保の内容が不足する状況となっています。2歳児については、現状の各施設の利用状況により、必要利用数の受入れが可能となっています。

こうした状況を踏まえ、低年齢児の受入れに必要な規模の拡大ができるよう、保育士の確保による既存施設の活用や認定こども園の整備を検討する等により必要利用数の確保を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の提供に当たっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

幼児教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施については、保護者の経済的負担の軽減、利便性、事業者の運営等に配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。また、保護者の利便性向上等を図るため、必要に応じて給付方法等の見直しを検討します。

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の必要利用数の見込みと確保の内容

##### (1) 利用者支援事業

###### ① こども家庭センター

子どもと保護者を対象に、特定教育・保育施設、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業から必要な事業を適切に選択し、円滑に利用できるようサポートします。併せて、妊娠届出時から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

##### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容②	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

##### 【対象者】

子ども及び保護者等

##### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

子育て世帯が様々なサービスの提供を受ける際には、市の総合保健福祉センターの窓口に行行政機能が集約されるとともに、地域子育て支援センターが設置され、子育て世帯の求める相談や支援の機能が整っていることから、これを利用者支援の拠点として算出しています。

##### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 既存の利用者支援事業を継続して行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

## ② 妊婦等包括相談支援事業

妊婦に対する支援給付と併せ、妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供、相談等の伴走型の相談支援を実施します。

### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	990	984	972	966	957
確保の内容②	990	984	972	966	957
②-①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数	330	328	324	322	319
--------	-----	-----	-----	-----	-----

### 【対象者】

妊産婦及びその配偶者等

### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』により算出した値を基本に、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 妊娠期から出産・子育て期まで身近な場所で相談に応じ、切れ目なく子育てをサポートする伴走型の相談支援を行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人回／月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,621	1,712	1,749	1,736	1,720
確保の内容②	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②－①	379	288	251	264	280
施設数(か所)	5	5	5	5	5

### 【対象者】

乳幼児及びその保護者

### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 既存の地域子育て支援拠点での支援を行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

### (3) 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠・出産期を保つため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時、必要に応じた処置及び経過観察につなげます。

#### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	5,280	5,248	5,184	5,152	5,104
妊婦健診	4,620	4,592	4,536	4,508	4,466
産婦健診	660	656	648	644	638
確保の内容②	5,280	5,248	5,184	5,152	5,104
妊婦健診	4,620	4,592	4,536	4,508	4,466
産婦健診	660	656	648	644	638
②-①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数(人)	330	328	324	322	319
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

#### 【対象者】

妊娠期にある女性及び産後概ね1か月までの女性

#### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

妊婦健診 厚生労働省母子保健課長通知による適切な妊婦健診の回数の14回と、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

産婦健診 本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

#### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、全ての対象者への受診費用の助成を行うとともに、適切な受診ができるよう周知に努めます。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。

##### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	330	328	324	322	319
確保の内容②	330	328	324	322	319
②-①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数(人)	330	328	324	322	319
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

##### 【対象者】

概ね生後4か月までの乳児及びその保護者

##### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

地域に見守られ、全ての乳児を持つ家庭が安心して育児をすることができるよう、訪問率100%を目指し、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

##### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度　　これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和8年度以降　令和7年度の体制で継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	70	70	70	70	70
確保の内容②	70	70	70	70	70
②-①	0	0	0	0	0

【対象者】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

## ② 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。

### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	336	336	336	336	336
確保の内容②	0	84	168	252	336
②-①	△336	△252	△168	△84	0

### 【対象者】

食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童及び保護者等

### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 令和8年度からの事業実施に向けて、実施手法など具体的な準備を進めます。

令和8年度以 事業を実施します。

### ③ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状態等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行います。

#### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	24	24	24	24	24
確保の内容②	0	0	24	24	24
②-①	△24	△24	0	0	0

#### 【対象者】

親子の関係性や児童との関わり方等に不安を抱えている保護者及びその児童

#### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

#### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度から8年度まで

令和9年度からの事業実施に向けて、事業の実施形態・手法と事業者（委託先）の確保について検討します。

令和9年度以降

事業を実施します。

#### ④ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。

#### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	33	33	33	33	33
確保の内容②	0	0	0	33	33
②-①	△33	△33	△33	0	0

#### 【対象者】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある主に学齢期以降の児童及びその保護者

#### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

#### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度から9年度まで

令和10年度からの事業実施に向けて、事業実施の手法と事業者（委託先）の確保等について検討します。

令和10年度以降

事業を実施します。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において、一時的に養育又は必要な保護を行います。

### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	55	54	54	53	54
確保の内容②	55	54	54	53	54
②－①	0	0	0	0	0
施設数(か所)	9	9	9	9	9
小規模児童養護施設(市内)	1	1	1	1	1
委託施設数(市外)	8	8	8	8	8

### 【対象者】

児童又は親子等

### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 市外の児童養護施設8か所への委託により、受入体制を確保します。

令和8年度以降 利用者の状況を踏まえつつ、委託先の充実を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

幼児や小学生等を持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,293	1,265	1,230	1,201	1,175
確保の内容②	1,293	1,265	1,230	1,201	1,175
②-①	0	0	0	0	0

（参考）

援助会員（人）	103	106	108	111	114
利用会員（人）	292	300	307	314	329

【対象者】

概ね6か月から小学校6年生までの児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 対象数が増加しても対応できるよう、援助会員の増加に努めます。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

### ① 幼稚園型

#### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	12,675	11,831	11,414	11,122	11,741
確保の内容②	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
②－①	3,165	4,009	4,426	4,718	4,099

(参考)

実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
認定こども園	3	3	3	3	3

#### 【対象者】

3歳児から5歳児までの児童

#### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

#### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

② 保育所等での一時預かり（①以外）

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,135	1,136	1,134	1,117	1,136
確保の内容②	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240
②－①	2,105	2,104	2,106	2,123	2,104

（参考）

実施施設数（か所）	2	2	2	2	2
保育所	2	2	2	2	2
その他の施設	0	0	0	0	0

【対象者】

0歳児から5歳児までの児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	114	113	112	110	113
確保の内容②	91	91	91	91	117
②-①	△23	△22	△21	△19	4

(参考)

実施施設数（か所）	7	7	7	7	9
保育所	4	4	4	4	5
認定こども園	2	2	2	2	3
小規模保育所	1	1	1	1	1

【対象者】

0歳児から5歳児までの児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度から10年度まで

現在の提供体制により確保を図ります。

令和11年度

保育所、認定こども園の提供体制を1か所増やして実施します。

## (10) 病児保育事業

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等を行います。

### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	571	565	561	551	564
確保の内容②	580	580	580	580	580
病児・病後児保育事業	480	480	480	480	480
ファミリー・サポート・センター	100	100	100	100	100
②－①	9	15	19	29	16

### 【対象者】

0歳児から5歳児までの児童

### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 保育所1か所で提供体制を確保します。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施するとともに提供体制の充実を図ります。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

① 亀山中学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	297	286	272	260	237
1年生	92	82	75	75	60
2年生	66	76	67	62	62
3年生	58	50	58	51	47
4年生	45	41	36	41	36
5年生	20	21	19	16	19
6年生	16	16	17	15	13
確保の内容②	340	340	340	340	340
②-①	43	54	68	80	103

② 中部中学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	378	358	335	334	312
1年生	103	88	83	96	74
2年生	85	83	70	67	78
3年生	57	57	55	47	45
4年生	56	56	56	54	46
5年生	49	45	45	44	44
6年生	28	29	26	26	25
確保の内容②	451	451	451	451	451
②-①	73	93	116	117	139

③ 関中学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	101	101	101	96	90
1年生	24	21	25	20	17
2年生	18	21	18	22	18
3年生	17	15	17	15	17
4年生	16	16	14	15	13
5年生	17	16	16	13	15
6年生	9	12	11	11	10
確保の内容②	104	104	104	104	104
②-①	3	3	3	8	14

(再掲) 全中学校区計

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	776	745	708	690	639
1年生	219	191	183	191	151
2年生	169	180	155	151	158
3年生	132	122	130	113	109
4年生	117	113	106	110	95
5年生	86	82	80	73	78
6年生	53	57	54	52	48
確保の内容②	895	895	895	895	895
②-①	119	150	187	205	256

施設数 (支援の単位：か所)	24	24	24	24	24
亀山中学校区	9	9	9	9	9
中部中学校区	12	12	12	12	12
関中学校区	3	3	3	3	3

**【対象者】**

小学生

**【必要利用数の見込みの算出の考え方】**

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』によって算出しています。

**【提供体制の確保の内容と実施時期】**

令和7年度 現在の提供体制により確保します。

令和8年度以降 必要利用数の動向に注意しながら必要な提供体制の確保に努めます。

## (12) 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	70	70	70	70	70
確保の内容②	70	70	70	70	70
②-①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数	330	328	324	322	319
--------	-----	-----	-----	-----	-----

### 【対象者】

産後1年未満の産婦

### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度以降 これまで同様、産後ケアを必要とする全ての母親を対象に助産師が家庭訪問を行い、心身のケアや相談、育児のサポート等を行うとともに、実施方法の拡充について検討します。

### (13) 乳児等通園支援事業

保育所等に入所していない3歳未満の子どもに対し、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通して養育環境などを把握し、子育てについての情報提供、助言などを行います。

#### 【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人／月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み(必要定員)①	10	10	11	10	10
確保の内容②	0	8	8	8	10
②-①	△10	△2	△3	△2	0

#### 【対象者】

6か月から満3歳未満の子ども

#### 【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

#### 【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 事業実施に必要な制度設計等を行います。  
令和8年度以降 提供体制の確保に努めます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

次の実費徴収額に対し、その一部を補助することによって、円滑な就学前教育・保育等や子ども・子育て支援事業等の利用を促し、全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的として実施します。

- ① 低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額
- ② 特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る）にかかる実費徴収額

**【対象者】**

- ① 0歳児から5歳児までの児童
- ② 3歳児から5歳児までの児童

**【提供体制の確保の内容と実施時期】**

実費徴収に係る補足給付を行う事業には、所得要件が設定されており、該当する全ての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

本計画では、子ども・若者が健やかで幸せに成長できるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向け施策を展開しているとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要利用総数の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めています。

計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉・教育等の関連部署が連携し、全庁的な取組を進めるとともに、行政だけでなく、地域や子ども・若者と子育て世帯に関わる様々な分野の関係機関等との連携・協働により取り組めます。

さらに、当事者である子ども・若者及び子育て世帯の意見を聴取し、その意見を反映するよう努めます。

また、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進に当たっては、その量の確保と同時に質の向上が図られるよう、認可や確認における市の関与に際して、適切な指導、助言などを行います。

これらにより、本計画の基本理念である「こどもまんなか 笑顔が輝く 子育て交流のまちかめやま」の実現を目指します。

### 2. 計画の進行管理

本計画を着実に進めるため、PDCAサイクルに基づき毎年度、関連部署との連携により、その取組に関する成果と課題、今後の方向性など実施状況について取りまとめ、全庁的な取組により進行管理を行います。また、「亀山市子ども・子育て会議」において、実施状況の報告等を行うとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する実施状況については、当該会議において調査審議し、事業の検証や見直しを行います。

## 参考資料

### 1. 亀山市子ども・子育て会議 委員名簿

役職	氏名	所属等	選出区分
会長	上田 ゆかり	鈴鹿大学こども教育学部	学識経験を有する者
副会長	宮崎 つた子	三重県立看護大学看護学部	
委員	井上 千春	学校法人古市学園 みずきが丘道伯幼稚園	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
	福永 磨子	社会福祉法人 松風福祉会 亀山愛児園	
	石地 貴之	亀山市学童保育連絡協議会	
	岩田 由貴子	子育て支援「かめのこ」	
	小坂 みゆき	亀山市小中学校長会	
	石川 三和子	公立幼稚園 保護者、 亀山市PTA連合会	保護者
	櫻井 エリカ	公立保育園 保護者	
	金谷 浩幸	亀山商工会議所	市長が必要と認める者
	増田 拓己	連合三重亀山地域協議会	
	中川 理恵子	亀山市民生委員児童委員協議会 連合会	
	横山 素子	亀山市立亀山東幼稚園	市職員
	河戸 知美	亀山市立関認定こども園アスレ	

## 2. 亀山市子ども・子育て会議 開催経過

開催日	検討事項等
令和5年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の概要</li> <li>・ 市民意向の把握</li> <li>・ 子ども・子育て（ヤングケアラー）実態調査 アンケート調査等の実施方針</li> </ul>
12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査について（調査票の検討）</li> </ul>
令和6年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績について</li> <li>・ アンケート調査の結果について</li> <li>・ 第3期子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
10月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の骨子（案）について</li> <li>・ 量の見込みについて</li> </ul>
11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の展開について</li> <li>・ 量の見込みと確保の内容について</li> </ul>
令和7年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画の実績について</li> <li>・ 亀山市こども計画（仮）の策定について</li> </ul>
10月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市こども計画（仮）骨子案について</li> </ul>
12月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども誰でも通園制度について</li> <li>・ 亀山市こども計画（素案）について</li> </ul>

### 3. 亀山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日  
条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令 5 条例 10・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する施策について調査審議する。

(令 5 条例 10・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 市職員

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(令 5 条例 23・一部改正)

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年亀山市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和 5 年 3 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 20 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

#### 4. 用語解説

用語	解説	初出
<b>英数字</b>		
1号認定	満3歳以上の就学前子どもに対する幼児教育のみ（保育の必要性なし）の認定。	66
2号認定	満3歳以上の就学前子どもに対する保育の必要性の認定。	66
3号認定	満3歳未満の就学前子どもに対する保育の必要性の認定。	68
CLM（チェック・リスト・in三重）	三重県立小児診療センターあすなろ学園が作成した発達チェックリストで、発達障害の早期支援をするための手法の1つ。	47
DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。	53
PDCAサイクル	施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：改善に向けた行動）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。	91
<b>あ行</b>		
預かり保育	幼稚園が教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動。本計画においては、幼稚園又は認定こども園が行う在園児を対象とした一時預かり事業を、保育所で行う一時預かり事業と区別するために表現している場合もある。	66
育児休業（制度）	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）に基づく制度で、育児等を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援するため、子が原則1歳になるまで（1歳6か月まで延長する場合もあり）の間、育児休業をすることができる。令和6年の法改正により、所定外労働の制限対象が小学校就学前までに拡大され、短時間勤務の代替措置としてテレワークの導入が努力義務となった。	38
生きる力	知・徳・体のバランスのとれた力のこと。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。	39
医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用したり、痰の吸引を行ったりすることが日常的に必要な子どものこと。	52
ウェルビーイング	「よい（well）」と「状態（being）」を組み合わせた言葉で、心身だけでなく、社会的な面も含め満たされた状態のこと。	40

か行		
確認	幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育所などが国の財政支援の対象となるために、学校教育法や児童福祉法などに基づく認可を受けていることを前提に、運営基準を満たしている場合に、「子ども・子育て支援法」に基づいて市町村から受けるもの。	91
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当する。	6
コーホート変化率法	各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人びとの集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。	63
こども家庭センター	これまで子育て世代包括支援センター（主に母子保健面の支援）と子ども家庭総合支援拠点（主に児童福祉面の支援）が有してきた機能を引き続き生かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援の提供を行うもの。	40
こども基本法	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする法律。	1
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、設置されたもの。現に子育てをしている保護者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成されている。子ども・子育て会議は、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たしている。	3
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を行うとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする法律。	1
こども誰でも通園制度	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。生後6か月から3歳までのこどもが利用できるとされている。	57
子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、教育の機会均等を図ることなどを目的とする法律。	1
さ行		
自己肯定感	ありのままの自分を肯定し、好意的に受け止めることができる感覚のこと。	48

次世代育成支援行動計画	平成 17 年から 10 年間の時限立法として制定された後、延長、再延長された次世代育成支援対策推進法に基づく計画で、国、自治体、事業主が策定することとなっている。亀山市においては、「子育て安心プラン」として策定した後、本計画に組み込んでいる。	1
児童館	児童厚生施設の 1 つで、子どもに健全な遊びを与えることで、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。	86
児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその児童（18 歳未満）に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為。	1
児童の権利に関する条約	1989 年に国連で採択され、日本では 1994 年に批准された条約。この条約は、18 歳未満を児童と定義し、児童の人権の尊重や保護の促進を目指したものの。	1
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うこと。	53
児童養護施設	保護者のいない子どもや、家庭での生活環境などのために養護を必要とする子どもが入所し、養護されることで、子どもの心身の健やかな成長と自立を支援する機能を持った施設。	57
<b>た行</b>		
待機児童	保育の必要性の認定（2号又は3号認定）を受け、保育所等の利用申し込みがされているものの、利用していない児童のこと。ただし、他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望して待機している場合等は除く。	58
男女共同参画	男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分かち合うことを目指す取り組みや考え方。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。	38
地域型保育事業	原則 20 人以下の少人数単位で、0～2 歳の子どもを保育する事業であり、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業者内保育の 4 タイプがある。	68
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした教育・保育施設。	68
特定子ども・子育て支援施設等	子どものための教育・保育給付の対象外施設等で、幼児教育・保育の無償化の対象施設等として、市町村長の確認を受けた施設等。	46

な行		
認可外保育施設	乳児、幼児を保育する施設のうち、児童福祉施設として児童福祉法に基づく認可を受けていない施設。都道府県知事への届出が必要。	57
認定こども園	保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。	42
は行		
パブリックコメント	Public Comment。意見公募手続き、意見提出制度のこと。自治体の計画案などを公表し、この案に対する住民からの意見を考慮して意思決定を行う手続きのこと。	3
ひとり親家庭等自立促進計画	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に規定される、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を定める計画。	1
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期期間中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を図るとともに、放課後等の居場所を提供するサービス。	51
ま行		
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員。児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する委員を主任児童委員という。	57
や行		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。	1
要支援児童	児童福祉法第6条の3第5項で定義付けられた、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どものこと。	77
要保護児童	児童福祉法第6条の3第8項で定義付けられた、保護者のない子ども、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どものこと。	53
ら行		
ライフステージ	人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。	37

療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。	38
レスパイト	一時的中断、休息、息抜きのこと。	57
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合。	12
わ行		
ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活との調和）	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。	38

## 亀山市こども計画

令和8年3月発行

編集：亀山市子ども未来部 子ども政策課 子ども総務グループ

〒519-0164 三重県亀山市羽若町 545 番地

総合保健福祉センターあいあい 内

TEL：0595-84-3315 FAX：0595-82-8180

E-mail：kodomosomu@city.kameyama.mie.jp